

でございます。そのねらいは、百貨店あるいはスーパーの進出に対しても小売り店等を守る、同時に、一面において消費者のために公正競争を行なう、そういう考えに立つて、時代に即した改正を行なっているわけあります。それと同時に、行なっているわけあります。それと同時に、今度、小売商業振興法を提出いたしまして、小売り商店街について特段の措置を講じておるところでございます。そのほか一般の中小企業のため、今回は無担保、無保証の金融制度を特別に創り出いたします。これも実行いたしたいと思つておるわけでございます。ともかく、こういう経済の変動期にあたりまして、今回の商社の行動に見られます。ように、力の強いものが自由を乱用して出てこられると、一番痛手を受けるのは中小企業でありますし、そういう環境にいま日本の経済がなりつつある情勢でございますので、われわれとしては、特段の力を入れて中小企業を保護していくという方向にまいりたいと思っております。

なお、中小企業の海外進出につきましても、今回は特別の措置をいたしまして、中小企業が東南アジアその他の海外に進出できるように、いろいろ諸般のめんどうを見させていただくことになつたわけでございます。

○峯山昭範君 大臣、私は、今回のこのリース契約のリースを入れるということで、この保険法の調査にあたりまして、実はリース協会の皆さんにもお会いしましたし、あるいは私は、そのリース協会を紹介してくださった現実にリース契約をしてやつておられる方々を通じて、いわゆるそのリースを断わられた人たちに会いたいと思ってずいぶんやつた。なかなかいろいろなことを言って、いろいろ口実をつくつて、結局、断わられた人たちをわれわれに紹介してくれないんです。零細ないわゆるリースを申し込んだけれども断わられた。なぜ断わられたのか、どういう理由なのか、もうちょっと何とかならないものかと思って、ずいぶん私は会おうと思つていろいろやりました。実際問題としては、なかなかそういう人たちを紹介することをいやがるわけですね。結局、大臣がいま

おっしゃいましたように、確かに中小企業対策というものは、私はそういうような面で非常に重要な面であります。そういう意味におきまして、足らざるところはまた中小企業廳を強化していかなきやならぬ点も多々あると思いますけれども、大半は通産省本来あるいは通産大臣本巣にかかるものではないか、そういうよう心地であります。

しかし、今回この法律が施行されて、実際その恩恵をこうむる人たちも幾らかはいると私は思いますが、しかしながら、現実に恩恵をこうむることができる人たちがすいぶんいるんじやないか。

要するに、この法律でもカバーできない零細な人たちがたくさん出てくるんじやないかということを私は心配するわけです。しかも、いまでもそういう弱い人たちについてすいぶん会おうと思つて私もやりましたけれども、結局、きょうまでいろんな都合もありましたけれども、会えませんでいた。そういう点から考えてみましても、私は、いま大臣がおっしゃいましたように、それぞれ確かに無担保、無保証の融資をやる、これも非常に重要な問題だと思いますけれども、そういうふうないろいろな国の全体の施策というところから考へて、中小企業廳という問題ですね、中小企業廳を何らかの意味でもう少し強化するなり何なりできないものかというのを私は思うんですが、こら辺のところはどうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 中小企業省をつくれるという御意見もありまして、私もかつてその御意見に同調しておったときもございますが、まあ産業政策全般の総合性ということを見まして、通産省の内部に置いておいたほうが調整上便利である。特に、中小企業擁護とということを考えてみると、通産省でにらみをきかして大企業に対しても、通産省で約十五億円の基金を有している、そうか、邦貨で約十五億円の基金を有している、そういうぐあいに出ておりますが、この制度と、今回の日本における信用保険法の一部に入れて行なう制度と、これは中小企業者の立場から考えてどちらがプラスということは言えないかもわかりませんが、プラス、マイナスがあると思うのですが、その辺のところはいかがですか。

○政府委員(山形栄治君) アメリカにおきましては、一八五〇年代非常にリースが発達してまいりました。現時点では二千社ぐらいリース会社があると聞いておりますが、この辺の現状を受けまして、いま先生のお話のとおり、アメリカの中小企業厅が中心になりました。今回われわれの提案をしておりますものと若干違いますけれども、同種の保険制度が創設されております。これは発達段階が、ショッピングセンターとか工場のリースにまよ話しの邦貨にして十五億円くらいの支払

本来の責任の問題である、そういうように私は考えます。そういう意味におきまして、足らざるところはまた中小企業廳を強化していかなきやならぬ点も多々あると思いますけれども、大半は通産省本来あるいは通産大臣本巣にかかるものではないか、そういうよう心地であります。

○峯山昭範君 いずれにしましても、中小企業対策という問題について、ぜひとも現在の実情から考えまして真剣に取り組んでもらいたいと思いまして、私は心配するわけです。しかも、いまでもそなつておるわけでございます。したがいまして、ぜひとも中小企業のあらゆる面の強化という点について考慮してもらいたいと思います。

そこで、リースそのものについても二、三質問したいと思うのですが、初めに、この通産省からいただいた資料の中にもございますが、アメリカの中小企業厅が一九六五年からですか、やはりリース契約の保証制度を発足させたと、そういうように出ております。この制度によりますと、一定の資格の中小企業についてアメリカの中企業厅がリース料の支払い保証をする制度で、不払いの場合に備えて中小企業厅は五百萬ドルですか、邦貨で約十五億円の基金を有している、そういうぐあいに出ておりますが、この制度と、今

私どもで厳密な比較はなかなかむずかしいですけれども、保険料の比較計算をいたしますと、現在われわれのほうで想定しておりますの約十倍ぐらいアメリカの保証料は高いわけでございます。いま申し上げましたように、アメリカのほうは、非常に危険度の高いものだけをかけるといふ点でリース業者にとっては有利になつておりますけれども、反面、中小企業者側から見ますと、どうしてもかけてもらいたいと思うものが逆選別となります。いま申し上げましたように、アメリカのほうは、非常に危険度の高いものだけをかけるといふ点でリース業者にとっては有利になつておりますが、中小企業擁護という点では進んでおるのではないかと考へておる次第でございます。

○峯山昭範君 次に、これはすでに当委員会でも質問がありましたアフターサービスのことなんですが、それとも、特にコンサルタント的なサービスですね、これの確保という問題が非常に重要な問題なんですが、一般的の答弁の中で、結局ユーチュアは、リース化についてリース会社から部品補給あるいは保守等のサービスや最新の機械についてのコンサルタントを受けることができると、そういうふうな答弁があるわけですが、これは実情は実際どうなつてているのですか。

○政府委員(山形栄治君) お答え申し上げます。

リース会社のアフターサービス業務といいますのは、残念ながら非常に現在劣っておりまして、お話しの部品の供給及び定期保守修理等につきましては非常に劣っております。これは今後これを改善いたしまして、リース会社がそういう部品点検、補修等は当然のことながら、むしろユーチャーに対して、ユーチャーの好みに合った機械の設計までできるようなサービスにまで踏み込むべきではないかと私は思うのでございますけれども、現時点では非常に劣つております。現時点の方といたしましては、ユーチャーとリース会社が機械の購入について契約をいたしますときに、その機械のメーカーも含めまして三者で相談をいたしまして、修理点検、部品供給等につきましては、大部分がメーカーの責任においてメーカーとユーチャーとの契約を別途結びまして運営しているのが現状でございます。これは私は、非常に劣つている段階だと判断いたしております。

十一

○政府委員(山形栄治君) リース料の構成につきましては、各社ともこれは全く同じでございまして、物件の価格、それから金利、固定資産税、それから各種保険料、それから手数料といいますか、これは一般管理費と適正利潤の合計でございますが、それで構成されておるわけでございます。われわれのほうのヒヤリング等及び各社の現時点でやつております約款等の調査等を通じまして見るところにおきましては、同一機種につきましてはほとんど同一でございます。これは現在、その機械を取り扱っておりますリース会社が數十社あるわけでございまして、非常に成長部門で、リース業というものは非常に成長いたしておるわけでございますが、反面、競争が非常に激しいわけでございます。したがいまして、ユーザーとしてもしては、私の聞いておるところでは、ある機械をリースにかけますときに、大体五、六社のリース会社の見積もりといいますか、注文を出すわけでございまして、その五、六社の相互の条件を選択いたしまして契約を結ぶことになつております。したがいまして、非常に競争が激しいかつこうになつておりますので、同一機種につきましては、条件はほとんど同一でございます。

小企業という立場からしますと、独禁法の問題もありますし、いろいろな問題が出てくるんじやないか。全く同じというのもまたおかしな話で、ほんとうはそれぞれ各社いろんな条件があるんだろうと私は思うんです。五、六社比較見積もりをどういうことではありますけれども、現在はそういうふうなあれが行なわれておりましても、確かにリース業界の将来の発展ということから考えてみると、非常に私はこれは重要な問題だと思うんです。こちら辺のことに対しても、確かにリース業界の将来の発展ということから考えますと、非常に私はこれは重要な問題だと思うんです。こちら辺のことに対して通産省は、今後、いろいろ指導していらっしゃると思うんですが、そこら辺のところはいかがですか。

○政府委員(山形栄治君) 御指摘のとおり、このリース事業協会、だんだんと強いものになろうかと思います。これはむしろこの協会をしつかりしたものにして、先ほど出ましたアフターサービスの業務なり、それからリース業界の海外進出の問題等、いろいろとこの協会の強化を通じてやらなきやいかぬ問題も多いものでございますので、当然の方向としてこれは強化されるべきものだと思いますが、反面、いまお話しのとおりの弊害が出ますと、これは大問題でございます。同一機種について、競争上これが大体ほぼ同一のものになっておるということと、これを各社談合してつり上げるというようなことは、これは別の問題でございまして、談合します場合は、これは当然独禁法違反に相なるわけでございます。われわれといたしましては、この各社と契約を個別に結ぶわけですがございまして、契約を結びますときに、いろいろとチェックの機会もあるわけでございます。それから、その後におきましても、常時事情聴取、それから必要に応じて立ち入り検査もできますので、この辺を通じまして指導をしてまいりたいと思います。

なお、ユーナー側がリース業者との関係でいろいろとそういう不審な点とか、苦情がございましたときは、通産局なりわれわれのはうの本省なりにいつでも苦情を申し入れていただくような仕組みを、今回、從前にも増しまして強化いたしました。

いと、こう思つております。で、われわれはその苦情が出ましたときは、直ちに当該リース業者との面接、立ち入り検査等を行なうことによりまして、いま御指摘のような弊害が出ないよう、指導上はほつとめてまいりたいと考えておるわけでございます。

○峯山昭範君　いまの問題は、これはそういうふうな苦情の申し出があったときというのは、もうよほどのときだと私は思うんですね。実際問題、そういう点については今後やっぱり大きな問題になつていく問題だらうと思いますので、ぜひともがつちり指導等お願ひしたいと思います。

次に——あと二点ほどお伺いして終わりたいと思うんですが、きょう自治省お見えになつていますね……。特にリースの場合の、公害防止機器の固定資産税の非課税について、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

これは地方税法三百四十八条第二項第六号ですね。その第六号の二、第六号の四、第六号の六、第六号の七の規定に該当する公害防止機器に対し固定資産税を非課税にする、こういうふうにあるわけですが、この制度は、企業が公害防止機器の設置を促進するためにはたいへんいい制度だと私は思うんです。

そこで、ただし、三百四十八条二項ただし書きで、リースによる場合には、その所有者に課税することができると、そういうよう規定されておりますけれども、現実には課税されておりましまして、また、現在この法律の恩恵を受けてないわけですね。しかし、これは私は何もリース協会とか、そういうリース業者の人たちをカバーしようという意味じやなくて、これを非課税することによって幾らかでも中小企業の皆さん、いわゆるリース料が安くなるんじやないかということを私は思うわけです。そういう点から考えて、これは要するに、公害防止機器といふこの法の趣旨からいいましても、これを非課税にするといふことが非常に中小企業者の保護といふ点から考えましても、当然、私はこの法律を適用してもらいたいと、こう思つております。で、われわれはその苦情が出ましたときは、直ちに当該リース業者との面接、立ち入り検査等を行なうことによりまして、いま御指摘のような弊害が出ないよう、指導上はほつとめてまいりたいと考えておるわけでございます。

んじやないかと、こういうような考え方があるわけですが、こちら辺のところはいかがでしょうか。

○説明員(小川亮君) 先生がおっしゃいましたように、地方税法の三百四十八条で、公害関係の機械、設備の非課税、その他公共的あるいは公益的に使用されておるもの等につきまして、非課税の規定があるわけでございますが、いまおっしゃいましたように、ただし書きで、そういった有料で貸し付けておる場合には固定資産税を「課することができる。」ということで、これはずつと前からこういうたてまえをとっています。これは仕組みとして非常に基本的な骨組みをなす一つの問題でありまして、非常に影響することも大きゅうございまして、非常に影響することも大きゅうございまして、公害機械設備について、有料で貸し付けておるというものについてこれを非課税扱いにするということは、税制のたてまえからいきまして非常にむずかしいのではなかろうかというふうに思います。

○峯山昭範君 自治省のほうでも、当委員会並びに衆議院におけるいろんな議論をういぶん聞いていたいたと思うんですがね。これは要するに、特に中小企業あるいは零細な業者の皆さんのために今回リースが機械保険法の中に組みされることになつたわけですね。そういう点から考えても、一般に有料の機械を貸し付けるということとは違ひます。それから期間も長いです、また割賦やローンと同じような考え方方に立つて、それよりも中小企業がその零細な機械を公害防止なりそういうふうな機械を設置するという立場からいいましても、要するに、非常に私は、これは一般にいう有料で貸し付けるというような考え方とは多少やつぱり違つてゐるんじやないか。それで、これからこの制度が相当拡大されていくというわけでしよう。しかも、自分たちで購入したり割賦で買うちよりも中小企業や零細な業者にとっては有利である、また、しかも期間も長い、そういう点から考えますと、これはやつぱり基本的な考え方といふのを検討する時期に来ているんじやないか。私は、ただ単にこれはそういうわけにはいかないかな。

○説明員(小川亮君) 中小企業対策の重要性については、ただいまよくお伺いしたわけでございます。それからまた、この問題につきましては前から御要望も聞いておるわけでございますが、いま申し上げましたように、この三百四十八条の規定をしておりまして、いま先生がおっしゃいました事情も確かにあるわけでございますが、いま段階では、なかなかこれを別に扱うというのがむずかしいというような現状でございます。

○峯山昭範君 まあこれ以上押し問答してもしかたありませんから、いずれにしても、私は将来この問題が——この問題が重要というよりも、こうの点も指導をよろしくお願いしたい。

それから六番目に、頭金とよく似ておりますが、担保ですね。担保の問題がありますが、この担保の問題についても不当な要求がないように、この点も指導をよろしくお願いしたい。

次に、先ほどもちょっと申し上げましたが、保守のサービスですね。これはやはり十分できるようにお願いをしたい。

それから最後に、これも質問の中で出てまいりましたが、リースの対象の機種ですね。これを

まいりまして、特に衆参両院でだいぶ内容的には同じような問題がずっとございました。そこで、このリースの制度というのにはますます高まり度安くなり、ある程度カバーできる。一般的機械とは違つて、特に私は、ここでいう公害防止機器ということで指定をしているわけでありますし、そういう点から考えて、この法の精神から考へても、そういうふうな公害防止機器を設置する場合には、それはしかも、今までみたいにほんのわずかな問題であればいいんですけれども、これからはこういうような問題もいろんな面で大きく取り上げられる。この制度そのものが大きく広がっていく。しかも、リースの期間も相当長くなつていく、またこれから、今まで出てまいりなつて、またこれから、今まで出てまいりなつてきましたように支払いの回数も相当ふえる。そういう機械なんかとはちよつとやつぱり事情が違うんじゃないか、こう思ふんすけれども、そういう点も含めて御検討いただきたいと思うんですけどね、いかがですか。

○説明員(小川亮君) 中小企業対策の重要性については、ただいまよくお伺いしたわけでございます。それからまた、この問題につきましては前から御要望も聞いておるわけでございますが、いま申し上げましたように、この三百四十八条の規定をしておりまして、いま先生がおっしゃいました事情も確かにあるわけでございますが、いま段階では、なかなかこれを別に扱うというのがむずかしいというような現状でございます。

○須藤五郎君 この本法は、現行第一条规定して、機械工業の振興と中小企業の設備の近代化をうたっておりますが、今回の改正は、むしろ中小企業対策にウエートがあると思うんですね。そのように理解してよろしくございましょうか。

○政府委員(山形栄治君) 御質問のとおりでございまして、若干補足いたしますと、従来は、機械工業の振興と中小企業の近代化とがどちらかといいますと並列して書いてあつたわけでございますけれども、今回の改正法では、中小企業の近代化を主目的に、主たるねらいといたしまして、これに応じまして、機械類の指定要件もこれを変えたわけでございます。

その一つのあらわれといたしましては、現在、各都道府県で行なつております貸与機関の対象機種、これは百ぐらいいあるわけでございますが、これを今回この機械信用保険法の対象機種にいたしました。たとえばマッチ箱の詰め機とか、精米機とか、機械としましてはどちらかというと非常に程

度の低いといいますか、機械も、これは中小企業にとりましては非常に重要な機械でございますので、そういうものを対象にするようなはからいにいたしております。御説のとおり、中小企業の近代化に重点を置いて運営する心つもりになつております。

○須藤五郎君 リース業界の実態についてお聞きしますが、第一に、リース業者の数ですね、総数どのくらいあるか。

○政府委員(山形栄治君) リース業者全体は、こまことに恐縮でございますけれども、若干不明なところがあるわけでございますが、この本法の対象になります機械を対象にするリース業者は現在數十社ございまして、特に協会を結成いたしておりますのが現在二十四社、それ以外に、技術力とか資本力から見まして、大体ほぼそれに見合うと思われますのが十社程度あるわけでございます。金体で三十社ぐらい、機械類を取り扱うリース業者があるんではないかと考えております。

○須藤五郎君 この法律が中小企業対策にウエートを置いているということが言われたんだですが、そのために、いま不明であるというお答えのリース業界の実態を私はできる限り早く調査して、そして対策を——わからないと打つ手がないということですから、それを調べて対策を立てていただきたい、こういうことです。

それから第二に質問しますが、リース業者の資本系列は一体どうなつておるかという点ですね。

○政府委員(山形栄治君) 現在リース事業協会を形成しております二十四社を中心にしておられます。それから非常に特殊なものといたしましては、建設会社が自己的建設機械をリースしていますが、その外資系のものが一部入っております。それから非常に特徴的なものといたしましては、建設会社が専門の建設機械リース会社をつくつておる例、それから、通運関係の会社が輸送

機械をリースする必要がございまして、リース会社をつくつておる例等がございますが、われわれちょっとと若干ふしぎと思いますのは、メーカーが自らの製品をリースするためにリース会社を当つくるのではないかと思うわけでありますが、そういう例は非常に少なく、ほとんどございません

状態でございます。

○須藤五郎君 いまお答えになりましたように、この金融、資本といいますか、生命保険会社とか商社、銀行、そういうのが全部リースの資本系統になつておると思うんですね。それで、銀行などは自分の事業にリース会社を特定に設けてそこへ金を出して、そしてそのリース会社にメーカーから機械を買わしてそれをユーチャーに貸す、その一連のあらゆる金利を金融会社に全部集中する、そういう形がとられておるよう思つたのですが、どういうふうに政府はお考えになりますか。

○政府委員(山形栄治君) いま申し上げましたよ

うに、それぞれ系列があるわけでござりますけれども、リース会社そのものは、これは金融機関でございませんで、当然に金融機関なり、または保険会社等から金融を受けるわけでございます。そこで計上されます金利といいますのは、大体年八分ぐらい、標準金利で計算されておりまして、これはユーチャーから当然にリース料の中に組み込まれて納入されるわけでございますけれども、それはまあ俗なことばで言いますと、素通りでそれわれわれのほうのヒヤリング等を通じましても、

○須藤五郎君 ちよつと質問が前後しましたが、リース業の大手であるいわゆる二十四社とおつしやいましたが、二十四社が商社、銀行に系列化されておることがはつきりしたと思うのですが、

つまり、リースによつてリース業者、商社、銀行、メーカーと、それぞれの利益を得ております

が、では、リースを利用する側の中小業者のメリットは何かという点ですね。それから金融会社によつては、商社によつては、メーカーまで自分

のところが持つておるところがありますね。そ

して、自分の資本でつくりしたものをリース会社に買わして、中小企業に、ユーチャーにそれを提供

しておるという、こういう形がとられておると思

うのですね。そうすると、そのメーカーからリースが買うときの値段とか、そういうことがいろいろ問題になつてくると思うのですが、まあその点

はあとで問題にいたしますが、そこに一つの問題があると思うのですね。

日本のリース事業協会への加盟が二十四社ございますが、二十四社の占めるシェアというものはどのくらいになつておりますか。

○政府委員(山形栄治君) 先ほどの御質問、最初に出ました御質問の、ユーチャーである中小企業に

とつてどういうメリットがあるかということからお答え申し上げますと、リースというのは大体三年以上でござりますが、現在の平均は五年でござります。割賦は大体一年くらいでございますの

で、ユーチャーといたしましては、ある機械代金を五年間に均等して支払えばいいわけでござります。非常に毎回のリース料が、したがいまして、安いわけでございますので、一番大きなメリットというのは、その資金の有効利用ができるという点だと思います。

それから二番目の大きなメリットは、これらのリースの対象になる機械というのは、どちらかといいますと技術進歩がわりあいに早い機械でございまして、たとえば電子式の医療機器とか、公害用の計測器とか、刻々に新しい商品が出る分野

のものが多いと思いますが、こういうものにつきましては、これを所有権を持つのは非常に中企

業にとりましてもむだなことでございまして、リース契約を結んでおきまして、絶えず世の中の

陳腐化にこれが対応できるというメリットが伴い

ます。その他二、三メリットがあるわけでござ

ますが、大別しますと、資金の有効利用と機械の陳腐化に対するリスクをヘッジできるという、この二点が中小企業にとりまして非常に有利に相な

ろうかと思います。

それから二番目の御質問の、二十四社のシェアでございますけれども、これは機械を取り扱つております有力企業は全部ほとんどこの中に、この

協会に加盟しておりますので、われわれのほうの推定でございますが、この協会加盟の二十四社で全体の九割程度がカバーされるのではないかと思

います。ちなみにその二十四社の中の大きなところのシェアを申し上げますと、日本リースというのが一番大きくて一七%ぐらいシェアを占めています。ちなみにその二十四社の中の大きなところのシェアを占めています。

その他いろいろござりますけれども、その二社が二十四社の中の大手でございます。

○須藤五郎君 中小企業の業者の利益を考えますときに、まず第一に、契約面で対等平等であると

いうことが必要だと思うんですね。これはどういうふうになつておりますか、契約面で。

○政府委員(山形栄治君) 私のほうで、本法案の立案の準備段階で、主要各社の契約書の写し等をとりまして、また個別にヒヤリングをいたしたわけござりますけれども、契約上はすべての企業

に対して平等と相なつております。ただし、現実の運用といたしましては、このリース会社が中小企業の申し込みの四割程度を断つておる方が現

状でございまして、その主たる原因といいますのは、中小企業に信用力がないという、危険があるという点が原因の最大のものでございます。本法を今回立案しました最大のねらいはそこでございまして、この保険制度を開くことによりまして中

小企業の信用を補完して、いままで断わられておりました中小企業の方々の約半数は、この保険制度によつてリース契約が結ばれるようになります。

でございます。

五

【參攤處】

六

○須藤五郎君 この法案ができたら、半数は全部リース契約の対象になるということですが、その対象にならないという理由は、この法案が通つても対象にならぬということはどういうことなんですか。

○政府委員(山形栄治君) この法案の内容でござりますけれども、この法案では、中小企業とりーー
ス会社が契約を結びまして、もし万が一中小企業に支払い不能の状態が起りましたときは、その損失額の二分の一をこの保険でん補してやるというのがこの法案の内容でございます。したがいまして、リース業者といたしましては、やはり半分は危険負担が残つておるわけでございます。これは全量を全部カバーするわけじゃございませんで、半分分のリスクは依然としてリース業者に残つております。したがいまして、申し込みがまといりました中小企業の中で著しく信用上あぶないということが考えられますようなものは、リース業者としてはやはり避けるという形に相なるんではないか。これは自由な商売でございますので、その点どうしても付保にできない中小企業が出てくる点はやむを得ないんじゃないかと思います。

ただ、私のほうのねらいでは、もう一回くどいようでございますが、いま中小企業の申し込みの六割は付保されておるわけでございますけれども、四割が断わられている。その四割のうちの半分、したがって、全体の二割がこれでカバーされるわけでございますので、全体で申し込みの八割

○須藤五郎君 そうすればもうリース会社というのですね、リースはもうこの法案ができれば万程度は本格的旅行によりまして付保の文書に付するではないか、こう考えております。

全の措置がされたということになつて、この法案は中小企業にウエートを置いた法案でないと、やはりリース会社にウエートを置いた法案だということはしきりを免れなくなると思うんですね。仕事には常に多少の危険というものはくつつくものだと私は思いますよ。その八割が安泰で、二割が危険な人があるという、そのために二割の人がこれから

除外されていくということですね、それはあまりけつこうなことじやないと私は思います。せつかくこういう法案をつくるならば、その二割の人も全部含めて、できるだけリース会社の努力によってそういう損失が免れるようにしていくということさえあれば、そんな中小業者でもリース会社に迷惑をかけるというようなことは私は防ぐことができると思うので、できるだけ一般的に希望者がこれの中に入れていくということですね。そういう方向にいくのが望ましいことだと私は思いますがね。政府の考えはそういうふうにはいかないですか、どうですか。

○政府委員(山形栄治君) 私は、考え方としては先生の考え方と方向としては一致しておるわけでござりますけれども、何ぶんにもこの特別会計、一応独立採算の原則をとつておりますことと、それから全部を対象にいたすということは、やはり事故率が非常に高くなる結果、その一部の非常にあぶない者のために保険料率が非常に上がるという反面のデメリットも出るわけでございます。從来、割賦販売を中心にして本法を十二年間運営してまいりまして、大体収支はどんどんの状態でございまして、現在の保険料率も、水準としては大体ほぼ正当の水準じやないかと思うわけでございますが、今後もこのリースの追加をいたしましたあとにおきましても、保険料率の考え方につきましては、やはり利用していただく中小企業にはであります限り安くこれを提供するのが一つの考え方であろうかと思います。全部をカバーしますと、おのずからそこに保険料率の非常に高騰ということも行なわれますので、今後、制度の運用を通じまして、ますますその中小企業全体をカバーできるような方向に本制度の運用を考え、また機種の選定も考えていいきたいと思いますが、発足にあたりまして、まあ百歩を進むべきところをまず五十歩を進み出すというようなかつこうでわれわれとしては一回滑り出して、今後の運用の万全も考えていきたいと考えておるわけでございます。

ときに、保証人が必要になるということを私は伺つておるんですが、この法律でそういう万全の措置がなされておるとするならば、保証人などは私は必要のないものじゃないかと思うんですが、やはり保証人を立てなきゃユーチャーはリースを利用することができるないということなんですかどうですか。簡単に答えてください。

○政府委員(山形栄治君) 現時点におきましては、確かに保証人が全部立つておりますが、ほぼ九割が個人保証、ユーチャーである中小企業の社長個人の保証になつておるものが現状でござります。この辺が非常に中小企業に負担がかかっている点だと思いますので、今回の本法の改正によりましてこの保証制度が創設されますと、その辺も相当緩和されてくるのではないかと思います。われわれは、このリース会社と個別に全部契約を政府で結ぶわけでございますので、その保証人の立て方等につきましては、契約締結及びその実施に関連いたしまして個々のリース業者を指導してまいりたいと思います。

○須藤五郎君 私は、こういう法律ができて損失がほとんどリース会社に負わされることになるということになれば、しいて保証人なんか立てる必要がないと思うんですね。だから、中曾根さん、えらい目をつむついらつしやいますが、眠りをさまして申しわけないように思いますが……。

○國務大臣(中曾根康弘君) 拝聴してました。

○須藤五郎君 大臣は、こういう法律ができたら、保証人とかいろいろなこまごまとした拘束ですね、そういうものは必要がなくなると、私はそう思うんですけどね。そうして、でくるだけユーチャーの利益をはかつていくというのがこの法律の精神であるべきだと思うんですが、私がずっと伺つておるところを見ると、まだユーチャーの利益というよりも、リース会社の利益を守るという趣旨というものがこの法律に強く打ち出されておるようになります。こういう点で、中曾根通産大臣は、今後のあり方としてひとつ意見があつたら述べておいていただきたいと思いま

○國務大臣(中曾根康弘君) できるだけ手続等は簡素化にするほうがユーチューバーは便利であるだろうと思ひますが、ただいまの状態におきましては、まだ契約で、中には会社がつぶれたり、あるいは失敗したりするものもあるでしょうから、危険負担の危険性というものもあると思ひますので、保証人もやむを得ないと想ひますけれども、将来としては、中小企業を愛護、育成するという意味において、保証人のようなものはできるだけなくするという方向に持つていただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 もうユーチューバーの側からすれば、リース料金が少しでも安いことが望ましいことだと思うんですね。それとアフターサービスが行き届いていること、料金の安いこととあわせてアフターサービスの行き届いているという点が一番望ましいことだと思いますが、現在はリース料金は一体どのようになっているのか、アフターサービスはどうのようになつておるのか、その点を。

○政府委員(山形栄治君) リース料は、同一の機種でございましても、リース期間に応じまして異なつておるわけでございますけれども、かりに非常に標準的なリース期間でございます五年ものの場合をとりりますと、平均的にリース料は機械代金の四割アップ、したがいまして、機械代金を一〇〇としますと一四〇程度に相なつております。この構成要素は機械の価額、それから金利、それから固定資産税、動産総合保険料、それから一般管理費及び適正利益というふうに分なつておりますけれども、五ヵ年間の全体のリース料でございます。これはほかの同種の割賦等との比較におきましても、これを同一条件で比較いたしますと、一四〇という数字は高いとわれわれは考えておりません。今後このリース料につきましては、お話しのとおり取り扱い高が非常に高くなつて一般管理費等も下がりますれば、当然にこれが軽減されることに相なろうかと思います。

それから、アフターサービスの問題につきまし

では、先ほども申し上げましたように、現在のリース会社は、発足後わりあいに日が浅いものでございますので、アフターサービスの能力に非常に欠けておりまして、現時点では、機械をリースに回しますときに、リース会社とその機械のメーカーと、それからユーチャーと三者で会合を開きまして、そのアフターサービス契約をリース契約の締結時に同時に締結するということを行なつておりますのが、この当業界の慣例でございます。おどりがいまして、現時点では、ほとんどのものが

機械のメーカーとの間でアフターサービス契約を別途結んでおる現状でございます。

私は問題を出しますが、リース後の機械の返還、機械を借りるときはメーカーが運んでくると、それからもう五年間済んで、その機械を返還するときには、リース業者の指定する場所にユーザーが運んでいく義務があるというふうに私は聞いておいますが、これはほんとうかうそか。それから、アフターサービス料はユーザーが負

うのですが、こうなると、相当ユーチャーの負担が重くなつてくるよう思うのですが、その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(山形栄治君)　返還につきましては、いま先生の御指摘のとおり、契約上は、返還の場合にはユーチャーがメーカーのところに運ぶといふことになつておりますのが現在の契約上の表現でござります。しかしながら、実際はどういうことになっていくかと申しますと、非常に競争が激しいものですから、メーカーが自分で引き取りに行つっているのが現情でございます。これはこれから

らのわれわれが約款をきめまして、個々のリース業者と契約を結びますときに、実態に即して改正をさせるなり、運用いたしたいと思います。

それから、アフターサービス料金につきましては、確かにユーモアが負担いたすわけでございまして、これは現在でも工作機械とか、建設機械とか、

かという機械類につきましては、これを現金で買
いまと場合でも、アフターナーニングにつきま
る

提供していくのか、どうなります。そこを明らかにしてください。

では、別途アフターサービス契約を結んで、ユーナーが負担してアフターサービスを受けているのが現状でございます。

○須藤五郎君 次に、物件価格についてお尋ねしますが、リース業者の場合、同一機械を大量に買付ける、ユーナーが個々に買う場合よりも割り安になると思うんですね。かりに自動車にしまし

○須藤五郎君 もう二つ質問がありますが、次に

不全社が買えば、ノーマルから安く手に入れることができると思うのですが、実際にはそういうふうに安くなつておるのか、また、それを確認していらっしゃるか、通産省はどうチエツクしておるか、この点について簡単にお答えを願いたいと思ひます。

は、残存価格は差し引くのが当然であろうと思ひます。これは、いろいろと御説明すべきであります

機械というものは、わりあいにユーチューバーにとつて一般的の機械だけがございませんで、これに特殊な仕様をメーカーにつけてもらうような、わりあいに専用機的な要素を若干付加するようなケースが多いものでございますので、大量にあるものを買っておいて、それをどんどんリースするという

場の未発達等もございまして、ほとんどスクラツ

して、現実にはユーチャーがある機械をメーカーとの間で引きまして、そこにリース業者を入れて、三者でこれを相談して、その期間なり料金なりをきめていく、かつ、その場合に、先ほど来出ておきましたアフターサービスの契約もあわせてこれを行なうということございまして、御指摘のと

より当然差し引くと、こういうお答えですが、か
ら別一の、いざ、一方の、遂成二上、さ

るというよなが例はわりあいに少ないと聞いてあります。

の長期にわたる考え方も含めて申し上げたわけでござる、ミーティング、一月二日、二年三月二十二日

百七十万円の自動包装機械を五年でいまリースいたしますと、これが五年たつましたあとでその残存価格といふのは現在千円でございます。これはほとんどスクランプでございます。千円。わずかにもう全くのスクランプ価格でございます。これは本法の対象でございませんが、商店で使っていきますショーケースなどがリースされます場合、こ

これは三年で、四十万円のショーケースが三年たちますと八百円というのがいま言われておる価格でございます。ただし、一部工作機械、建設機械等につきましては、中古市場も若干ございまして、この辺につきましては、いまのショーケースなんとかと比べますと、残存の実用価格もまだ残つておりますて、かつ、中古市場も若干ござりますの

で、そういう場合にそれが明確につかめます場合には、当然にそれは差し引くべきである、こういうことを申し上げたわけでござりますが、全業種、全機種につきましては、非常に市場の未発達等もございまして、現時点では、考え方は引くわけでもござりますけれども、実際問題としてはほどんどスクラップでございます。現時点では非常に引き方が低くと、うなここと相なるかと思うわけでござります。

○須藤五郎君 その残存価格の見積もりというの
が非常に安く見積もられておりますが、それなら
ば、その残存価格でユーリーaga希望するならば幸
り渡すといふことが可能なものかどうかですね。
それから、五年たつてなおこの機械は使いなれれた
機械だからもつと使ってまいりたい、こういふ

ユーザーが望むならば、それはどういうふうに措

○政府委員(山形栄治君) 最終的にこれを売り渡す置するのかですね。

第九部 商工委員會會議錄第五號 昭和四十八年四月十七日 【參議院】

で、リースというのじゃないのですが、貸与機関等におきましては、一見リースのように見えまし

いまして、再リース料金というものは、最初のリース料金に比べますと非常に安くて、十分の一ない

二分の一ぐらいになつておるのが現状でございま
す。

○須藤五郎君 大臣、それは五年たてばゼロになるものですよ。五年たてばゼロになつてゐるもの

て、割賦でやっておるものもございますけれども、本法の対象の機種の運営につきましては、最

○須藤五郎君 その利息を取るのはおかしいとい
し十二分の一に相なろうかと思ひます。

○須藤五郎君 あのね、あなた、最後に若干のことをおっしゃいましたが、そこを私は明らか

○国務大臣（中曾根康弘君） 営業 一般からくる総
を私は問題にしているんですよ。

結局はこれを売り抜け、所有権を保有するといふことは禁じていきたいとわれわれ考えております。そしてしませんと、それぞれの販売形態の混淆が起こ

にそのとおりだと思うんですね。おかしいと思うのですよ。しかし、おかしいならばただで貸します

若干の利益は取るでしょう。ただになつたもので
すよ。これはもうほんとうは利用者が、ユーザー

○須藤五郎君 もうこれで終わります。大臣、そ
うか。

○須藤五郎君 その金利の点をちょっとお尋ねしますがね。リースの期限内、五カ年間ですね、そ

○政府委員(山形栄治君)　具体的に答えてください。

と固定資産税がある、いろいろと管理料が要る。どんな管理料が要るのか私はわかりませんが、管

担というのはないはずですよ、それは。だから私は、そういう固定資産税を取るというならわかり

か。通産省ではチェックをされていらっしゃるだ
ろうと思うのですが、それと、その残存——もう
五年たったあとですね、この機械はもうただに
なっているんですから、価格というものはないと

これは金利の問題でございませんで、保険料、そちら固定資産税というものが、この法定の償却年数等の関係で依然として簿価が残っておりますので、固定資産税はかかるでまいります。その辺を

ますという、そういうことでしよう。だからね、そこは利益をもらう理由が成り立たぬと私は思うのですよ、その場合。だって、ただになつちやつてんだもの。だから利益を得る必要がないじや

ますというのはおかしい。それが危険負担だなんと大臣おっしゃってはそれは少しおかしいですよ。もうゼロになつていてるものに危険負担がありますが、リース会社に。これはただにすべきです

思うのですが、それを貸す場合の金利はどうなるのかですね、そこらの点を……。

取つていないんだ、これは固定資産税をもらつて
いるんだ、固定資産税は幾らになるかということ

ませんか。大臣、答えてください。あなた、責任持つてやってくださいよ。

活動という中には、当然に一般管理費、変動費、

標準金利で計算いたしておりまして、三年もので大体年七%ぐらい、それから五年もので大体九%ぐらいでございまして、この平均で八%ぐらいと いうようなことでわれわれ考えております。これは個々のリース会社と契約を結びますときに、この辺は厳格にチェックいたしたいと思います。

○政府委員 山形栄治君　いま金利の御質問だつたもんですから、金利は入つていないと申し上げたわけですが、再リース料金は、おそらくこの用と、こういうふうに理解していいですか。そこにはつきり答えていただきたい。

○須藤五郎君 危険はないんですよ、大臣。もうう
いるからにはある程度の危険負担というものが伴
うのですから、まあ一般管理費のほかにその危
険負担というのも見合って、ある程度の危険的
利潤というのは多少加わるのはやむを得ないでは
ないか。

それから、五年たったのちの再リースの場合の金利でございますが、これは先生御指摘のとおり、当然に金利を取るのはおかしいわけでござりますから、再リース料金の中に金利計算は入れないように指導いたすつもりでございます。したが

定資産税が主たるものでござりますが、その他火災保険料・火災保険とかその保険料と、それから一般管理費と若干の利潤が入ろうかと私は思います。この全体を足し算しましたものが、最初のリース料金に比較いたしまして十分の一ないし十

ただになつてゐるからリース会社のほうから危険というのはゼロですよ、どうなろうと。
○國務大臣(中曾根康弘君) 初めリースするとき
といふのはずっと同じで、事業、営業一般といふ
ものから考えてみますと……。

これは非常におかしいことに相なるうかと思いま
すが、そういう方向で、非常に少額でこれが運営
されている限りにおきましては、個別にチケット
いたしまして、われわれといたしましては運営の
万全をはかりたい、こう考えております。

○須藤五郎君 そういう答弁をなすつても一般の人はわかりません。一般の人は、私の言うことをもっともだと私は理解するだらうと思うんです。

○須藤五郎君 そういう考え方の方は、私はこれ五年間で元を取つて、ちゃんと利息から何から全部取つているものを、そのあと使う人からまだ利潤をあげようというそういう考え方の方は、私はこれは不當だと思います。この意見を述べておきましたが、これで私は質問をやめますが、私はこの法案に賛成の立場で質問しているんですよ。よりよい、中小企業により有利な法案にしたいと思いますから、私はこういう質問をしているんですが、なお今後よく検討をしていくべきだといふ思います。大臣、どうぞ検討してください。

○國務大臣(中曾根康弘君) 検討いたします。

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐田一郎君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

機械類信用保険法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(佐田一郎君) 「賛成者挙手」

○委員長(佐田一郎君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○阿具根登君 それで、これを許します。阿具根君。

○阿具根登君 ただいま可決されました機械類信用保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしました存じます。御賛同をお願いいたしました。

○阿具根登君 ついでに、本保険制度を昭和四十八年四月十七日 [参議院]

機械類信用保険法の一部を改正する法律案

と存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(佐田一郎君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通産大臣。

○國務大臣(中曾根康弘君) 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

石炭鉱業につきましては、昭和四十四年度からいわゆる第四次石炭対策の推進につとめてまいりましたが、御高承のとおり、石炭鉱業をめぐる内外情勢の変化には、その後もなほ著しいものがあります。このため新しい情勢の進展に対応いたしましたが、政府におきましては、昨年六月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を尊重し、昭和四十八年度から昭和五十一年度までを対策期間とする新しい石炭対策を実施することといたし、昨年七月、その旨の閣議決定を行なったところであります。この新しい石炭対策の実施のため必要な制度の追加及び改善を主たる内容といたしまして、このたび、この法律案を提案いたした次第であります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

本法律案は、第一に石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正、第二に石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部改正、第三に石炭及び石油対策特別会計法の一部改正を、その内容とるものであります。

まず、第一条は、石炭鉱業合理化臨時措置法の改正であります。

その改正の内容の第一点は、このたびの新しい石炭対策の対策期間に合わせて、石炭鉱業合理化基本計画の目標年度を、現行の昭和四十八年度から昭和五十一年度に改めることであります。これ

止期間も、同じく、現行の昭和四十八年度末から昭和五十一年度末まで延長することとしたております。

第二点は、石炭鉱業合理化事業団の業務運営の一そとの円滑化及び強化をはかる観点から、同事業団に管理委員会を設置し、同事業団の収支予算、事業計画等をその議決にかかるわらしめることといたしたことであります。

第三点は、従来、国が行なつてまいりました坑道工事の要員確保等、リース業者のアフター・サービス体制の整備、充実について十分な指導を行なうこと。

三、割賦販売、ローン保証販売及びリースのそれぞれの特長等について、中小企業者が周知できるよう、積極的な広報活動を行なうことを。

四、機械の中古市場の育成に努めるとともに、見積残存価格をリース物件価格から控除するよう指導すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(佐田一郎君) ただいま阿具根君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(佐田一郎君) 「賛成者挙手」

よって、阿具根君提出の附帯決議案は全会一致をいたしました。

ただいまの決議に対して中曾根通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中曾根通産大臣。

専門家等でござります。ありがとうございます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 今後、本保険制度を運用するにあたりましては、御決議の内容を十分尊重いたしまして、御趣旨に沿うよう努力いたします。

○委員長(佐田一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたい

用保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしました存じます。御賛同をお願いいたしました。

○阿具根登君 ただいま可決されました機械類信用保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしました存じます。御賛同をお願いいたしました。

○阿具根登君 ただいま可決されました機械類信

用保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしました存じます。御賛同をお願いいたしました。

○阿具根登君 ただいま可決されました機械類信

用保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしました存じます。御賛同をお願いいたしました。

○阿具根登君 ただいま可決されました機械類信

用保険法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の五党共同提案による附帯決議案を提出いたしました存じます。御賛同をお願いいたしました。

○阿具根登君 ただいま可決されました機械類信

期間を短縮することができる」といたしております。

第二点は、長期借り入れ金の返済が石炭鉱業の経理の圧迫要因となっている事情にかんがみまして、再建交付金の交付対象に、新たに、昭和四十七年六月三十日以前に借り入れた長期借り入れ金債務を追加することあります。すなわち、現に再建交付金の交付を受けている会社が、当該借り入れ金につきまして、償還期間十五年、金利3%等の要件に適合するように借り入れ契約の変更をしたときは、政府は、当該借り入れ金につきまして、再建交付金を交付することができる」といっておりまます。なお、現に再建交付金の交付を受けていない会社につきまして、このたびの再建整備計画の認定を行ないまして、このたびの再建交付金の交付対象に含めるよう、措置いたしております。

第三条は、石炭及び石油対策特別会計法の改正であります。

その改正の内容の第一点は、不測の閑山に備えまして、昭和四十八年度におきましても、炭鉱整理促進費補助金等の額に不足を生じました場合には、その不足する額を限度といたしまして、石炭及び石油対策特別会計の石炭勘定におきまして、借り入れ金をすることができる」といたしたことであります。

第二点は、今回の石炭対策の実施に伴う経費の増大に対処いたしまして、昭和四十五年度に石炭対策特別会計が借り入れ金の償還期限を、現行の三年から四年に延長することいたしましたことであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいまますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。外山鉱山石炭局長。

○政府委員(外山弘君) 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案の内容につきまして補足して御説明申し上げますとともに、あわせ

て、この法律の規定の運用の方針をいたしております。

最初に、第一条の石炭鉱業合理化臨時措置法の改正につきまして御説明申し上げます。

まず、今回の改正の内容の第一点の石炭鉱業合理化基本計画の目標年度の変更でありますが、これは、昨年六月の石炭鉱業審議会の答申に基づき、今回の新しい石炭対策の対策期間を昭和四十八年度から昭和五十一年度までとすることに対応して、基本計画の目標年度を現行の昭和四八年度から昭和五十一年度に改めるものであります。

次に、石炭鉱業合理化事業団に追加することとしたとしている業務を含め、同

事業団の主要業務の廃止期限も昭和五十一年度末まで延長することとしたとしている次第であります。

次に、石炭鉱業合理化事業団に管理委員会を設置することについてであります。現在、石炭鉱業合理化事業団は、石炭鉱業の合理化のため、石炭鉱業に対する各種の助成業務を行なっており、

政府といたしましても、これら業務の遂行につきましては、石炭政策の重要な柱といたしまして、出資、補助金の交付等によりその円滑な遂行を支援いたしているところであります。

この場合、同事業団の業務が企業にとって有する意味は、助成金額の大きさ、助成条件のいずれをとっても、他の分野における同種の措置に比べ格段に大きなものとなつておりますが、さらに、今回、同事業団の業務を大幅に拡充することといっているところもあり、同事業団が今次石炭

対策におきましては、石炭企業向け助成運営の面で、同事業団に大きな役割が期待されているところであります。この一環といたしまして、今回、坑内骨格構造整備扩充補助金の交付及び石炭鉱業安定補給金の交付を全面的に同事業団の業務に移管し、從来から同事業団が行なつてゐる融資業務等との一元的運営を可能ならしめ、一そうの助成効果を期待いたす次第であります。なお、これら業務に要する資金につきましては、国が補助金または交付金として事業団に対し交付することとしたいたし、四十八年度予算において所要の措置を講じておられるところであります。

石炭鉱業合理化事業団の業務拡充のもう一点は、同事業団に、新たに、石炭鉱業の經營の改善に必要な資金の貸し付け、鉱山労働者の用に供する住宅その他の福利厚生施設にかかる設備資金の貸し付け及び近代化機械の譲渡の各業務を追加することとしたいたしたことであります。

また、経営改善資金の貸し付けであります。現在、石炭鉱業につきましては、市中金融機関からの運転資金の新規調達がきわめて困難な状況にあり、これが対策の必要性がかなねてより強調され、こうした要請を含め、第五次石炭対策の推進にあたつて同事業団が行なう石炭鉱業に対する助成運営の一そうの円滑化及び強化をはかる見地から、同事業団に管理委員会を設置することとするものであります。同委員会は、石炭鉱業に関するものであります。同委員会は、石炭鉱業に任された識見を有する者たちから通じて組織することといたし、また、事業団の業務運営の基本的重要事項である予算、決算、事業計画及び融資業務等に関し事業団が四半期ごとに作成する諸計画は、委員会の議決を要することとしたとしております。

次に、石炭鉱業合理化事業団に管理委員会を設置することについてであります。現在、石炭鉱業合理化事業団は、石炭鉱業の合理化のため、石炭鉱業に対する各種の助成業務を行なつており、

政府といたしましても、これら業務の遂行につきましては、石炭政策の重要な柱といたしまして、出資、補助金の交付等によりその円滑な遂行を支

援いたしているところであります。

この場合、同事業団の業務が企業にとって有する意味は、助成金額の大きさ、助成条件のいずれをとっても、他の分野における同種の措置に比べ格段に大きなものとなつておりますが、さらに、今回、同事業団の業務を大幅に拡充することといっているところでもあり、同事業団が今次石炭

対策におきましては、石炭企業向け助成運営の面で、同事業団に大きな役割が期待されているところであります。この一環といたしまして、今回、坑内骨格構造整備扩充補助金の交付及び石炭鉱業安定補給金の交付を全面的に同事業団の業務に移管し、從来から同事業団が行なつてゐる融資業務等との一元的運営を可能ならしめ、一そうの助成効果を期待いたす次第であります。なお、これら業務に要する資金につきましては、国が補助金または交付金として事業団に対し交付することとしたいたし、四十八年度予算において所要の措置を講じておられるところであります。

石炭鉱業における労働者の確保、定着をはかるためには、適正な労働条件の確立及び労働環境の改善をはかることが重要であることは申しまでもありません。政府におきましては、このような観点から、從来、特定の石炭住宅、病院等を石炭鉱業合理化事業団の近代化資金の融資対象として取り上げ、その整備を促進してきたところであります。しかし、第五次石炭対策の一環といたしまして労働環境の一そうの改善をはかるため、これら福利厚生施設に対する融資業務をこの際独立の業務として特掲し、かつ、その対象範囲も住宅等の関連施設を含める等、拡大いたしたものであります。

次に、近代化機械の譲渡であります。

石炭鉱業合理化事業団は、石炭の生産能力の向上に必要な新鋭機械の導入を促進するため、いわゆる近代化機械の炭鉱への導入を行なつてまいりましたが、機械が採掘権者の所有でないがために管理、改良等の面で不都合を生ずる面もあり、この点を改善するとともに、現在返還されております機械の有効活用をはかるため、必要に応じこれを採掘権者に譲渡しえ得ることができるよう

たしまして、今回、石炭鉱業合理化事業団から經營改善資金の貸し付けを行ない得ることとしたいたしました次第であります。

本資金の貸し付けは、採掘権者または租鉱権者に対し、賃金、資材費等の費用の支払いに必要な短期的資金について行なうこととしたし、具体的な貸し付け事由、貸し付け条件等につきましては、事業団の業務方法書で定めさせることとしたとしております。

なお、この資金の貸し付けにつきましては、有利子とする所存であります。具体的な利率につきましては、他の政府関係金融機関の利率等を参考にして、石炭鉱業の資金経理の状況等に配慮いたしまして、適切な水準で定めることとしたい考えであります。

次に、鉱山労働者の用に供する住宅その他の福利厚生施設にかかる設備資金の貸し付けであります。

石炭鉱業における労働者の確保、定着をはかるためには、適正な労働条件の確立及び労働環境の改善をはかることが重要であることは申しまでもありません。政府におきましては、このような観点から、從来、特定の石炭住宅、病院等を石炭鉱業合理化事業団の近代化資金の融資対象として取り上げ、その整備を促進してきたところであります。しかし、第五次石炭対策の一環といたしまして労働環境の一そうの改善をはかるため、これら福利厚生施設に対する融資業務をこの際独立の業務として特掲し、かつ、その対象範囲も住宅等の関連施設を含める等、拡大いたしたものであります。

措置いたすものであります。

第四点は、石炭鉱山整理促進交付金制度の改善であります。

現行の交付金制度におきましては、交付金額は、石炭鉱業合理化事業団の業務方法書におきま

度による肩がわりの進行に伴う余剰担保の担保抜きを一そく促進し、石炭企業の担保力の増加による資金調達力の強化に資するため、今回、市中借り入れ金にかかる再建交付金交付契約の期間を一部縮することいたしました次第であります。

具体的には、現に再建交付金の交付を受けてい る会社が、再建交付金交付契約の対象となつてい

なお、今次肩がわり措置におきましては、石炭企業の債務の中で、特に石炭鉱業合理化事業団からの各種無利子借り入れ金のウエートが増大している状況に対処して、これらを肩がわり対象に含めることといたしております。また、現に再建交付金の交付を受けていない会社につきましても、過去における再建整備計画の認定と同様の要件及び手続のもとで追加的に再建整備計画の認定を行ないまして、このたびの肩がわり対象会社に含め

三年とされておりますため、昭和四十五年度に石炭対策特別会計が借り入れました百七十億円の借り入れ金は、四十八年度にその金額を償還しなければならないことになります。しかしながら、すでに申し上げましたように、同年度は今次対策の初年度であり、各種助成の大幅拡充、強化を行なうことといたしておりますので、当初返済を予定しておりました百七十億円のうち九十億円につきましては、その返済を四十九年度に繰り延べざるを得ない事情にあります。このため、特別会計が招和四十五年度に借り入れた昔り入れ

金につきましては、その償還期間を特に三年から四年と延長する二二二、二二七、二二八等ござります。

四年は延長することいたしている次第でありま
す。

を行なうことといたしております。
最後二、付則二つきまで即発用ヨウ一二ザモ

最後は附見にへきりして御説明申し上げます。

まず、この法律の施行期日でありますと、この法律は、今回の改正に伴います各般の要請及び事

務上の必要性等を勘案して、三回に分けて施行することといたしております。すなわち、石炭鉱業

合理化臨時措置法の改正規定のうち坑内骨格構造整備並充補助金及び石炭営業安定補助金について

製鐵技術社員会及び石炭鉱業安定社員会にかかる部分につきましては、石炭鉱業の資金経理の実情

に照らしてその実際の支払いができるだけ早急に行なわれることが要請され、また、石炭鉱業再建

整備臨時措置法の改正規定につきましては、今回
の改正によるいわゆる第三次肩がわりの対象とな

る借り入れ金について、石炭企業が借り入れ契約の変更を行なう必要がありますので、これらの規

定につきましては、できるだけ早い時期に施行する二二二二)、その施行期日は、公示の日から一月

ることとし、その旅行期日は、公布の日から一月以内で政令で定めることといたしております。

一方、石炭鉱業合理化臨時措置法のその他の改正部分につきましては、新しい制度の円滑な移行

をはかる必要性及び政省令、石炭鉱業合理化事業団の業務方法書等の整備に要する時日等を考慮し

て、公布の日から四月をこえない範囲内で政令で

定める日から施行することといたします。

また、石炭及び石油対策特別会計法の改正規定につきましては、この法律が石炭対策にかかる予算上の措置の根拠法であることにかんがみ、この改正法を国会に提出いたしました際は、その時点において期待されました昭和四十八年度予算の実施時期に合わせて、その施行期日を昭和四八年四月一日としておりましたが、衆議院におきまして、その後の審議状況に合わせて、公布の日から施行することと修正されたものであります。

このほか、附則におきましては、今回の中止に伴い必要となります経過規定その他所要の規定の整備を行なうことといたしております。

以上、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を補足して御説明いたしました。

○委員長(佐田一郎君) 本案は、衆議院において修正議決されております。修正の要旨は、たゞいま説明によりますように、施行期日は附則第一項第一号におきまして本年「四月一日」とありましたのを「公布の日」と改めたものであります。

この際、おはかりいたしました。石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案につきましては、便宜、石炭対策に関する小委員会において審査をいたすこといたしましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

これにて午後一時まで休憩をいたします。

午後零時二分休憩

午後一時六分開会

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開いたします。

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法案を一括して議題といたします。

本日は、両案について参考人の方々から御意見を承ることになります。

参考人として、東京大学工学部教授後藤佐吉君、日本鉱業協会会長河合堯晴君、全日日本金属鉱山労働組合連合会中央執行委員長原口幸隆君、全日

本資源産業労働組合連合会副中央執行委員長橋金六君、以上四名の方の御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。すわったままで恐縮でありますが……。

本日は、皆さまには御多用中のところ、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。本日は、ただいま議題となりました

両法案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を承り、もって本委員会における審査の参考にいたしたいと存じておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、各参考人にはそれぞれ十五分程度の陳述をお願いして、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず後藤参考人にお願いをいたします。お願いいたしました。

○参考人(後藤佐吉君) ただいま御紹介いただきました後藤でございます。

本日、参考人として発言する機会を得まして、わが国の鉱業界おもに学会などを中心といたしましてその様子を御説明申し上げることができます。

私は、昭和二十二年大学を卒業いたしまして以来、現在の非鉄金属製錬の基礎的研究並びに教育に従事しております。また現在、専門分野の学術研究団体でございます社団法人日本鉱業会の理事長をこの四月からしておりますが、この機会に、少しお話し申します。日本鉱業会の活動に参加させていただきます。

同学会は、明治十八年の三月に創立されました。我が国最古の工業系の学会でございまして、わが国の鉱業技術の向上に非常に寄与してまいりました

した。そして現在は、環境問題の技術的な解決を行なっているため、いろいろな研究委員会の活動を行なっています。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

一般産業と異なりまして、その歴史は古く、また操業をやめても坑口からの坑水あるいは堆積場からの浸透水のようになくなれる源となるおそれのあるものが、あとに残され、いわゆる蓄積鉱害源となつております。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。そのほか製錬排煙処理、あるいはバクテリアによる廃水処理など非常に多岐にわたってわが国の鉱業関係の環境改善技術の向上につとめているわけでございます。

私も積極的にそれらの研究委員会活動に従事いたしまして、研究報告を学会にいたし、また現在も、製錬廃棄物の有効利用に関する研究を行なっております。そして、それらの知識を生かしまして、通産省の公害保安局内にございます技術検討委員会の委員といたしまして、昭和四十五年には

銅、亜鉛、カドミウムの鉱害防止技術指導書といふものを編集いたしまして、さらに現在は砒素、水銀に関する同様な指導書を編集中でございまして、鉱山の鉱害防止に役立つよう努力している次第でございます。

第でございます。また、中央鉱山保安協議会委員にも任命されております。このように常日ごろ鉱害防止に关心を持ってまいりましたので、自分の

考えていますことを簡単に述べさせていただきま

す。鉱山の鉱害と申しましても、その種類は種々ござります。有害な物質を含有する水による鉱害、あるいは廢棄の堆積物の崩壊による鉱害、また坑口などへの人の墜落の危険性、また、製錬所における鉱害による鉱害などがございます。

鉱山の鉱害と申しましても、その種類は種々ござります。有害な物質を含有する水による鉱害、あるいは廢棄の堆積物の崩壊による鉱害、また坑口などへの人の墜落の危険性、また、製錬所における鉱害による鉱害などがございます。

私は、昭和二十二年大学を卒業いたしまして以来、現在の非鉄金属製錬の基礎的研究並びに教育に従事しております。また現在、専門分野の学術研究団体でございます社団法人日本鉱業会の理事長をこの四月からしておりますが、この機会に、少しお話し申します。日本鉱業会の活動に参加させていただきます。

同学会は、明治十八年の三月に創立されました。我が国最古の工業系の学会でございまして、わが国における鉱業の歴史というものは非常に古く、奈良時代からすでに金、銀、銅あるいは水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

一般産業と異なりまして、その歴史は古く、また操業をやめても坑口からの坑水あるいは堆積場からの浸透水のようになくなれる源となるおそれのあるものが、あとに残され、いわゆる蓄積鉱害源となつております。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

一般産業と異なりまして、その歴史は古く、また操業をやめても坑口からの坑水あるいは堆積場からの浸透水のようになくなれる源となるおそれのあるものが、あとに残され、いわゆる蓄積鉱害源となつております。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

私は、水銀というものが採掘されているという報告がございますけれども、そして、その古い時代には何ら規制もなく、旧坑の坑口または廢棄などといふものは放置されてきたわけでございます。

本日は、ただいま議題となりました二法案が立案され、この結果は期待以上のものがあり、すでに春秋の学会において発表され、その一部は鉱業界において有効に利用されているわけでございます。

は酸性度、また陰イオンの種類、濃度、これは硫酸根であるとか塩素イオンがあるとか、そういうものでございますけれども、そういうた陰イオンの種類、濃度などによって適切な処理方法を選ぶ必要があるございまして、国または今回法案が通りました時にできることが予定されております金属鉱業事業団におかれましては、先ほど申し述べました学会でございます日本鉱業会の委員会などと十分協力の上適切な指導を行なうよう希望する次第でございます。

最後に、現在わが国の鉱業技術一般について述べたいと思います。

再び日本鉱業会のことに触れまことに恐縮でございますけれども、昨年の五月にわが国で鉱業全般に関する国際会議が開かれました。わが国を含めまして二十五カ国から約八百人の学者、技術者の参加を見ました。その国際会議におきまして発表されましたわが国の技術は、世界的な水準にあることがあらためて認識されました。特に、この国際会議の一つの部門といたしまして環境問題が取り上げられましたが、この分野でもわが国の技術水準は世界の注目を浴びたわけでございます。しかし、鉱業の特異性、特に鉱山の経営につきましては、技術のみによって解決し得ない要素を非常に多く含み、高度の技術を持ちながら、現在、数多くの鉱山が閉山あるいは縮小をしいられておりますのは、まことに残念のきわみでございます。

ます。

蓄積鉱害の問題がございます。

これは、カドミウムなどの特定有害物質が土壤中に蓄積いたしまして、これにより土壤汚染や、いわゆるカドミウム汚染米と申しますか、の発生するなどの問題でございます。これにつきましては、現在の特定有害物質が鉱山操業に関連の深い物質であることから、その責任が鉱山に追及される場合が多いございますが、これらの物質は、火山国でございます我が国のほとんどあらゆる土壤中に存在しておるのでございます。かかる物質が経済的に採掘し得るところで稼行いたしておるのが鉱山でございますので、鉱山周辺の土壤中には、一般土壤中に比べまして特定有害物質の含有が高く、言うなれば、相当の自然汚染があると言えるのでございまして、このような自然汚染に遠い昔の鉱山操業による汚染も加わりまして、企業の操業につきましても、戦時中の無理な強行生産が原因となっておる部分もございまして、また、当時は全然予想もされなかつた物質が現在問題とされているものもございまして、このような原因による汚染が複合して土壤中に蓄積されたものが現在の土壤汚染であると考えておるのです。

次に、法律案に対する意見でございますが、これら鉱害問題に対処するために、私どもはかねてから、国及び地方公共団体の御支援、御助力を賜わりたいと要請いたしてまいつておるところでございまして、つきましては、今回の一連の御措置に關しまして私どもの意見を申し述べさせていたしました。まず、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案についてでございますが、この改正は、私ども企業が過去の操業にかかる鉱害源に対しまして鉱害防止工事を行なう場合に、本事業団からの融資及び債務の保証を行なつていただくための改正であると承っておりますが、休

廃止鉱山の鉱害防止は国民の健康にかかることがあります。現在の特定有害物質が鉱山操業に蓄積いたしまして、これにより土壤汚染や、いわゆるカドミウム汚染米と申しますか、の発生するなどの問題でございます。これにつきましては、現在の特定有害物質が鉱山操業に関連の深い物質であるとされておりまして、早急にその解決が必要であるとされておりまして、早急にその解決が必要であるとされておりまして、実態と必ずしも一致しないと見ております。

今回の改正は、かかる鉱害源対策を進めるところに、これに要します企業の負担を軽減していく

だけるものとして、時宜に適したことと贊意を表すする次第でございます。

また、国内資源の開発を行なつていく場合でござりますが、われわれはスクランプ・アンド・ビルドと申しますが、こういうような考え方で、新しい優秀な鉱床をさがしまして、古い疲れた鉱山をリプレースしていくこうとしたしておるわけでございまして、これによりまして地域社会の発展と

ございまして、これによりまして地域社会の発展と雇用の維持に寄与していくかと考えておるわけ

でございます。地方自治体の中には、休廃止鉱山の鉱害問題等々のために積極的な考え方も出てお

る現状でございますので、休廃止鉱山の鉱害を始

末いたしまして、地域社会に御迷惑をかけないと

いうことになりますれば、新しい資源の開発への御協力がいただけるものと存じておりますし、そ

ういう意味でも、まことにけつこうなことと存じておる次第でございます。

しかしながら、その内容は、要するに、企業の負担で鉱害防止工事を実施させようとするもので

ござりますが、さきにも申し述べましたとおり、過去の鉱山操業の態様並びに自然汚染及び蓄積鉱害の問題もありますので、今後におきましては、

長々と申し上げましたが、私の意見の供述をこれまで終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○参考人(原口幸隆君) 原口でございます。

金属鉱業の鉱害の問題については、単に鉱害だけの問題として考えるのではなくして、これから国内の金属鉱山を維持发展させる必要があるのかな

いのかという観点から、この鉱害の問題に対して考えていただきたいというふうに言いたいと思

います。

昭和三十七年に、衆議院において金属鉱業につい

望は、国の基本方針の立案並びに積み立て金額の算定及び積み立て方法に関しましては、実態と必ずしも一致しないと見ております。

今回改正是、かかる鉱害源対策を進めるところに、これに要します企業の負担を軽減していく

だけのものとして、時宜に適したことと贊意を表すする次第でございます。

また、国内資源の開発を行なつていく場合でござりますが、われわれはスクランプ・アンド・ビルドと申しますが、こういうような考え方で、新

しい優秀な鉱床をさがしまして、古い疲れた鉱山をリプレースしていくこうとしたしておるわけでございまして、これによりまして地域社会の発展と雇用の維持に寄与していくかと考えておるわけ

でございます。地方自治体の中には、休廃止鉱山の鉱害問題等々のために積極的な考え方も出てお

る現状でございますので、休廃止鉱山の鉱害を始

末いたしまして、地域社会に御迷惑をかけないと

いうことになりますれば、新しい資源の開発への御協力がいただけるものと存じておりますし、そ

ういう意味でも、まことにけつこうなことと存じておる次第でございます。

しかしながら、その内容は、要するに、企業の負担で鉱害防止工事を実施させようとするもので

ござりますが、さきにも申し述べましたとおり、過去の鉱山操業の態様並びに自然汚染及び蓄積鉱害の問題もありますので、今後におきましては、

長々と申し上げましたが、私の意見の供述をこれまで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○参考人(原口幸隆君) 原口でございます。

金属鉱業の鉱害の問題については、単に鉱害だけの問題として考えるのではなくして、これから国内の金属鉱山を維持发展させる必要があるのかな

いのかという観点から、この鉱害の問題に対して考えていただきたいというふうに言いたいと思

います。

本事業団からの融資及び債務の保証を行なつていただくための改正であると承っておりますが、休

ては維持发展をはかるということを基本にして、需要業界に対して安定供給をはかれというような意味合いの決議がございました。その決議の精神

としていたくことをお願いする次第でございま

す。

以上、種々意見を申し述べましたが、鉱害の防

止は目下焦眉の問題でございまして、業界といたしましても、力を尽くしましてその打開に当たる所存でござりますので、各位におかれましても一

そとの御支援、御鞭撻をお願いいたす次第でござりますが、この際、最後にあたりまして繰り返しございまして、これによりまして地域社会の発展と

雇用の維持に寄与していくかと考えておるわけ

でございます。地方自治体の中には、休廃止鉱山

の鉱害問題等々のために積極的な考え方も出てお

る現状でござりますので、休廃止鉱山の鉱害を始

末いたしまして、地域社会に御迷惑をかけないと

いうことになりますれば、新しい資源の開発への御協力がいただけるものと存じておりますし、そ

ういう意味でも、まことにけつこうなことと存じておる次第でございます。

しかしながら、その内容は、要するに、企業の負担で鉱害防止工事を実施させようとするもので

ござりますが、さきにも申し述べましたとおり、過去の鉱山操業の態様並びに自然汚染及び蓄積鉱害の問題もありますので、今後におきましては、

長々と申し上げましたが、私の意見の供述をこれまで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○参考人(原口幸隆君) 原口でございます。

金属鉱業の鉱害の問題については、単に鉱害だけの問題として考えるのではなくして、これから国内の金属鉱山を維持发展させる必要があるのかな

いのかという観点から、この鉱害の問題に対して考えていただきたいというふうに言いたいと思

います。

本事業団からの融資及び債務の保証を行なつていただくための改正であると承っておりますが、休

て

需要業界

に対

して

安定供給

をは

か

る

こ

と

をは

か

にとりますと、これはロンドン相場において価格が一方的に決定をされます。したがつて、ほかの産業の公害除去に関する費用は、その産業、企業の中でそれをコストに入れ、価格に転嫁するというような操作が可能でありますけれども、金属地金につきましてはロンドン相場で自動的にきまつて、そのワクで価格が自動的にきまりますために、鉱害に関する多くの費用というものを企業、産業の中でコストに転嫁するということが事実上むずかしいという状況がございます。この点は、ロンドン相場の不當性という問題を国際的に解決するか、もしロンドン相場を国際的に解決できないのであれば、国内的な仕組みによって価格の安定をはかり、鉱山の安定に結びつけ、また、需要業界に安定供給ができるというような根本的な施策をわれわれとしては前から主張をしてきたところでございますが、この鉱害について、端的にこの問題がやはり解決されなければならない重要な問題であるというふうに指摘しなければなりません。

で、労働組合としては鉱害についてきびしい態度をもつて今まで対処してきたつもりでござりますし、また今後もきびしい態度で相対していくたいと考えております。それは、国内鉱山を、あるいは金属鉱業を何とかして正しく維持発展させていきたいという念願が、鉱山に働いている労働者の率直な気持ちであるからであります。しかしながら、現状は、各山において鉱害の問題の処置について、いろいろ社会的な問題が起こり、また、企業の大きな負担もあり、そのもとに働く労働者としては、たいへんな不安の気持ちが広がつておるわけで、このままに放置するならば、鉱山にほんとうに働く労働者が今後維持できることかどうかという点についても、きわめて不安な状態にあることを申し上げなければなりません。

鉱山に働いている労働者も、かつては十万以上ございましたけれども、現在は三万を割っております。これ以上の労働者がさらに減つていく場合には、労務倒産、働く者がいない状態で産業が放

置されるという懸念もございますし、われわれの立場から言つても、せひともこの鉱害について国の責任といふものを具体的に明らかにすべきであるというように考えるわけでございます。過去における蓄積鉱害を現在の企業が全面的に背負うということは、先ほど申し上げたように、事実上不可能でありましようし、また、長年にわたる国の政策が、この際、一企業だけの責任においてその解決を求めるという態度は、はたしてどういうものであろうかと疑問を感じざるを得ないわけであります。

見申し上げてみたいと思いますが、まず、現在の私どもの働く環境につきまして若干申し述べたいと思います。

一昨年の円の大幅切り上げで、特に非鉄金属鉱山は重大な打撃を受けております。従来から問題になつております鉱害防止費用の急増あるいは銅価格の長期的低迷という悪条件が重なりまして、四十七年度中の休閑山は四十数鉱山という数字になつております。特に、従来と異なつてまいりたのは、かつて、名山といわれました別子、生野、足尾、尾去沢あるいは日立という著名な鉱山が閉山もしくは縮小のやむなきに至つておるというふうとあります。われわれこの産業に働く者は、非常な危機感を持つておる次第でございます。しかも、このような状態の中で迎えました円のフロー、こういうものはわれわれ働く者に、一体、将来非鉄鉱山つてどうなんだというようなことにもなるような事態になつております。

通貨調整による影響というものは、国内鉱山の将来計画に対しまして、あるいは見通し等からきわめて困難であり、ドル建てで契約をしております製錬所の買鉱条件も実質的に低下を余儀なくしますと九十七万トン、亜鉛が七十七万トン、鉛が二十三万トンの国内需要に対しまして、一体、安定供給が期せられるのかどうなか懸念もあるわけであります。産業政策上も重大な問題であると、いうふうに判断をいたしております、私どもは積極的な陳情行動を実施いたしておるわけでござります。

極的な助成をお願いをいたしたいと思います。国内鉱山の育成は、鉱物資源の安定供給にとどまらず、地域的にはきわめて過疎地帯にございます。そういう意味でも、長い間この地域の中における経済の貢献度というものは、歴史的に見ましても非常に大きなものがあつたろうと思います。

また、国内鉱山を存続させる第二の大きな理由といったしましては、海外鉱物資源の確保のための技術、これは海外に出て鉱山を開発をし、あるいは探鉱をするという場合に、現在の技術というものは長い間蓄積された技術でありますから、こういうためにも、現在の国内鉱山というものを残していく必要があるうと思います。また、非常にこのごろ問題になつております資源確保という問題にいたしましても、これもきわめて私どもは重要なことであらうと思います。こういう意味合いから、先ほど申し上げましたように、国内鉱山の積極的な助成を望むものであります。

通貨調整による影響というものは、国内鉱山の将来計画に対しまして、あるいは見通し等から見て、わめて困難であり、ドル建てで契約をしておりました製錬所の買鉱条件も実質的に低下を余儀なくして、鉱山、製錬とともに壊滅的な打撃を受けています。年間、銅にいたしましては九十七万トン、亜鉛が七十七万トン、鉛が二十三万トンの国内需要に対しまして、一体、安定供給が期せられるのかどうなのか懸念もあります。産業政策上も重大な問題であるといふように判断をいたしておりまして、私どもは積極的な陳情行動を実施いたしております。円の切り上げの影響でござりますけれども、銅、鉛、亜鉛が、初年度におきましては相當な影響が出ておると思いますけれども、金属鉱山の産業政策上の位置づけをひとつはつきりしていただきたいと思います。特に資源開発につきましては、積み重ねた労働者の立場からは非常な不安感があるということは、先ほど申し上げましたけれども、この辺については十分な御留意を賜わりたいと思います。

現在の諸制度の中で特に探鉱助成額の大幅なひとつ増額を求めておりますが、資源開発といふのは、他産業に見られない特殊な作業の性格上、御理解をいただいておるものと思ひますが、いままだ、この狭いといいます日本の中でも、私どもは、まだまだ探鉱すれば国内資源というものは確保できる、こういうふうに見ております。また、鉱山というものは、きのうやりましたからすぐ鉱石が出来るというものではございません。探鉱に入りましてその鉱石が出てまいりますのは十年、十五年という長期的な期間がかかりります。そういう意味からいきましても、将来的な問題として、現在の私たちの働いております産業に対する政策について要望をいたしておきます。鉱害対策に関連いたしましたこの二法案でござりますけれども、この中で私どもが申し上げたい点につきましては、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正に対する問題につきましては、政府の積極的な姿勢に対して高く評価をいたしておりますが、原則的には理解をいたしておりますが、幾つかの点について申し上げたいと思います。

置されるという懸念もございますし、われわれ立場から言つても、せひともこの鉱害についての責任というものを具体的に明らかにすべきであるというふうに考へるわけでございます。過去における蓄積鉱害を現在の企業が全面的に背負うことには、先ほど申し上げたように、事実上可能でありましょうし、また、長年にわたる国政策が、この際、一企業だけの責任においてその解決を求めるという態度は、はたしてどういうのであるかと疑問を感じざるを得ないわけであります。

冒頭申し上げましたように、金属鉱業の蓄積害を中心とする鉱害の問題については、国内鉱を維持発展させるという国の基本的な姿勢がはっきりすることによって、具体的にそれを可能にする施策というものが鉱害に向かつて進められるべきであるという基本的な考え方を私は持っております。そういう意味で、この二法案の仕組みについては評価をいたします。しかしながら、少なとも、国が鉱害についてどういう具体的な措置するのかという点についての姿勢、態度については、まだまだ不十分である、このままの状態で今後の国内鉱山の維持発展が非常に不安定なのはないかということを、去年からことしにかけの国内の各鉱山の休廃止、縮小というような問題を通じまして感ぜざるを得ないわけでござります。

なお、河合参考人も申されましたけれども、二法案の具体的な運用にあたっては、通産省にしておられる鉱業審議会といふものが、関係団体が集まつておりますので、そういうところを十分に活用されて、関係者の意見を十分に聞いて運用されることを希望いたします。

以上です。

見を申し上げてみたいと思いますが、まず、現在の私どもの働く環境につきまして若干申し述べたいと思います。

一昨年の円の大幅切り上げで、特に非鉄金属鉱山は重大な打撃を受けております。従来から問題になつております鉱害防止費用の急増あるいは銅価格の長期的低迷という悪条件が重なりまして、四十七年度中の休閑山は四十数鉱山という数字になつております。特に、従来と異なつてまつたのは、かつて、名山といわれました別子、生野、足尾、尾去沢あるいは日立という著名な鉱山が閉山もしくは縮小のやむなきに至つておるということがであります。われわれこの産業に働く者は、非常な危機感を持つておる次第でございます。しかも、このような状態の中で迎えました円のフロント、こういうものはわれわれ働く者に、一体、将来非鉄鉱山つてどうなんだというようなことにもなるような事態になつております。

通貨調整による影響というものは、国内鉱山の将来計画に対しまして、あるいは見通し等から見て、わめて困難であり、ドル建てで契約をしておりまして、製錬所の買鉱条件も実質的に低下を余儀なくして、鉱山、製錬ともに壊滅的な打撃を受けているという実態だらうと思います。年間、銅にいたしますと九十七万トン、亜鉛が七十七万トン、鉛が二十三万トンの国内需要に対しまして、一体、安定供給が期せられるのかどうなか懸念もあるわけであります。産業政策上も重大な問題であるといふふうに判断をいたしております。私どもは積極的な陳情行動を実施いたしておるわけでござります。

円の切り上げの影響でござりますけれども、銅、鉛、亜鉛が、初年度におきましては相当な影響が出ておると思いますけれども、金属鉱山の産業政策上の位置づけをひとつはつきりしていただきたいと、私ども働く者の立場からは非常な不安であるということは、先ほど申し上げましたけれども、この辺については十分な御留意を賜わりたいと思います。特に資源開発につきましては、積

極的な助成をお願いをいたしたいと思います。国内鉱山の育成は、鉱物資源の安定供給にとどまらず、地域的にはきわめて過疎地帯にございます。そういう意味でも、長い間この地域の中における経済の貢献度というものは、歴史的に見ましても非常に大きなものがあつたろうと思います。

また、国内鉱山を存続させる第二の大きな理由といったましては、海外鉱物資源の確保のための技術、これは海外に出て鉱山を開発をし、あるいは探鉱をするという場合に、現在の技術というものは長い間蓄積された技術でありますから、こういうためにも、現在の国内鉱山というものを残しておく必要があろうと思います。また、非常にこのごろ問題になつております資源確保という問題にいたしましても、これもきわめて私どもは重要なことであらうと思います。こういう意味合いから、先ほど申し上げましたように、国内鉱山の積極的な助成を望むものであります。

現在の諸制度の中で特に探鉱助成額の大幅なひとつ増額を求めておりますが、資源開発というものは、他産業に見られない特殊な作業の性格上、御理解をいただいておるものと思いますが、いままだ、この狭いといいます日本の中でも、私どもは、まだまだ探鉱すれば国内資源というものは確保できる、こういうふうに見ております。また、鉱山というものは、きのうやりましたからすぐ鉱石が出来るというものではございません。探鉱に入りましてその鉱石が出てまいりますのは十年、十五年という長期的な期間がかかります。そういう意味からいきましても、将来的な問題として、現在の私どもの働いております産業に対する政策について要望をいたしております。鉱害対策に関連いたしましたこの二法案でございますけれども、この中で私どもが申し上げたい点につきましては、金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正に対する問題につきましては、政府の積極的な姿勢に対して高く評価をいたしておりますが、原則的には理解をいたしておりますが、幾つかの点について申し上げたいと思います。

なりまして、現在また少しいよどござりますけれども、しかし、長い目で見ますと、松尾鉱山がつぶれた、あるいは硫黄鉱山が日本では閉鎖されたといいますような理由によつて、パイロットが売れなくなつてゐるという理由も大きな理由でございます。

しかし、それを解決するにはどうしたらいいかということでござります。これはもう技術者の責任もあるわけでござりますけれど、硫黄の用途の積極的な開発と、さらに、焼いたパイロットを製鉄原料として有効に利用する。現在、焼いたパイロットを製鉄原料として日本では利用しております。そういう工場も日本ではつくりまして、世界に技術輸出していけるような条件でございまして、非常にその点においてはわれわれは日本の技術を高く評価するわけでござりますけれど、さらに製鉄業界におきまして、その中に入っている不純物が銅があるとか、あるいは亜鉛が少しあるとかという理由で非常に使用するのをいやがつているような現象があるわけでござります。それがわざかでござりますけれども、いつた銅、亜鉛、鉛、金、銀といったようなものがわざかでござりますけれども、いつた銅、亜鉛、鉛、金、銀といつたようなものを有効に分離して、そのかずを製鉄原料として利用していくと、いうような方法にさらに積極的に進んでいくことにいたしますれば、少しでも技術的にいまして、閉山を少なくするといふようなことも可能ではなかろうかと思う次第でござります。

○参考人(河合義晴君) ただいまの御質問の第一点は、企業の分離、鉱山の分離と申しますが、われわれは分離と申しません、とにかく、独立体制といふことで実は呼びかけておるのでございますが、目下、労働組合と銳意すうと、もう五十五日かかりましたけれども、まだ交渉中でござりますので、結論を申し上げられません。

利害得失はどうかという御質問でござりますけれども、私も実は鉱山屋でございまして、昭和四年から日立へ二十年間勤務いたしております。全勤務の半分は鉱山で過しております。その後も鉱

山の仕事を担当してまいっておりますので、鉱山に對する愛着と申しますか、それを含めて感慨は別なものを持つておる立場でものを申し上げるわけでござりますが、分離からくる利害得失はそれ以前のもの実は考えておるのでございまして、会社が当面していま交渉いたしております一つの眼目、三つござります。

一つは、何と申しましても雇用の維持を一つねらつておる。それと次は、これは順序は不同になりますが、地方に鉱山がございますので、地方の経済的と申しますか、文化的と申しますか、全面にわたりまして地方のいわゆる経済的安定ということが、それを非常に重大に考えております。それが第二点でござります。第三点は、この狭い国でかなり重荷を負つてきました鉱山の歴史から見まして、かなり疲れておることも事実でござります、旧来の鉱山は、それをできるだけ資源を温存と申しますようか、有効活用と申しましようか、それを念願いたしまして、とにかく続けるだけ続けていたいというこの三点なのでござります。

そのいま最後の資源の温存と申しますか、有効活用、これは現在、私のところも取つ組んでおりますが、各社ともに取つ組んでおります。海外へ出て開発するいわゆる基盤と申しますか、下地、これは技術であり、人材でもございましょう。これはこの鉱山によってつちかわされていっておるのをごぞりますので、非常に大事な存在だというこの二つの点と取つ組んで実は進めておるのであります。

結論を申し上げますと、鉱山をとにかく生かすために、われわれとしてはやむを得ない措置だというふうに考えております。それでは鉱山は先づどこかコストが下がらない。と同時に、原口さんもいらっしゃいますけれども、他業種並みに近いベーソアップに耐えていくということ、これは当然の配慮でござりますので、できるだけの配慮はいたしておりますつもりでござりますが、残念ながら低い意味合いで、ひとつ今後とも長生きしてほしいと

いうたまえで実は呼びかけておるというのが現状でござります。

詳しく述べ、社内にいろんな経理的な問題もございましょう。いろんな問題を申し上げますとまたおわかりいただきやすいかも知れませんが、ここ兩年、私のところは新潟で天然ガスを生産いたしております。ガスのなにとしては、比較的コンビナートとの関係で低いのでござりますけれども、これは当たりますとかなりの収益も出る、その収益金で鉱山部門をまかなつてきておるということは現実の姿でござりますが、これでできれば機会を得て早く立ち直つてやつてもらいたい。鉱山のことではござりますので、かなりの探鉱費も投じておりますので、その期待をずっと続けてまた第二点でござります。第三点は、この狭い国でかなり重荷を負つてきました鉱山の歴史から見まして、なかなか疲れておることも事実でござります、旧来の鉱山は、それをできるだけ資源を温存と申しますようか、有効活用と申しましようか、それを念願いたしまして、とにかく続けるだけ続けていたいといふことでもござりますので、できるだけひとつ長生きしてほしいという配慮から、やむにやまれぬと申し上げますと言ひ過ぎかもしませんが、最善の策ではないかということ、鋭意、いま私とのところの組合とも精力的に交渉を続けておるという現状でござりますので、御理解いただきたいと存じます。

それからコストの問題、これはなかなかむずかしい問題でござりますけれども、一がいに申し上げますと、先ほど後藤参考人も申し上げたように、私も触れましたように、かなり重荷を背負つてきた小鉱山でござりますし、何といいましても鉱量の問題、品位の問題、技術的には優秀でござりますけれども、限界がござりますので、なかなか大西洋岸から日本へ着けて、運賃がかなりの負担になつておるでございましょうが、それと向こうの支払い、それを加えてなおかつ日本へ売り込むだけのゆとりを持っている。若干の、計画どおりいきますと、借金は十分返して、あとはザイルと日本との公正な分け前をいただこうといふことです。それでやつておりますので、規模の大きいこともありまして、率直に申し上げまして、外國のほうが多いということは申し上げられるんじやないかと思います。

以上で足りませんだつたら、またあとでいたします。

○参考人(原口幸隆君) 先生のほうから三つに分けて整理をされたわけですが、これから新しく出る鉱山の鉱害については、これはもう企業の責任は明らかなんでありますから、これを国家でどう

ますし、露天掘りも多いせいもござります。品位は低いのでありますけれども、コストは非常に低いことがもう通念だと考えております。長い一万海里以上の船貨を向こうが持つて日本の港へ着けましても、太刀打ちするのが容易じやない

しようということはきわめて無責任過ぎますから、厳重にして、これは企業の全責任において処理をしてもらうというふうに考えております。

それから、大手と中小の違いについては、違うやり方を考えられた善意といいますか、ねらいはわかるんですけどけれども、これが悪く利用され、ほんとうは大手の中にも中小鉱山がたくさんあるんですけど、いわゆる企業体の大手と中小というふうに分けて利子その他の区別をつけるということは、第二会社をつくったほうがよろしいというような気持ちにもし通じていくとすれば、きわめて危険なことなんで、この点の歯どめというものがはたしてあるのかどうかという点になると、疑問だという見解を私は持っております。

それから、無資力休廃止鉱山に対して、現行制度でも、鉱業廃止後の五年未満であっても鉱害防止義務者が無資力の場合には補助金の対象になつ

ております。したがつて、意識的に第二会社 中小鉱山、無資力倒産というよくなつなげ方をされ るんではあるまいかといふ不安全感は、率直に言つ

この点は、無資力の鉱山を国が、あるいは地方自治体が補助をするということの制度については非常に望ましいわけですけれども、それが悪用されていくという危険性を若干感ぜないではないか。

それから一番重要な点は、やはり過去の蓄積鉱害については、私はこの二法案は、形式的には企業の責任にして、そうして企業だけではむずかしからうから、長期、低利の融資をしてあげるなど、積み立て金を積みなさいというふうに、あくまでも単位としては企業の責任ということが前面に出ております。ここにおいては、国の責任というものが一応隠れているという形になっていますので、この点は私は、国の責任というものが単に長期、低利の融资制度をつくるだけではなくしに、国自身の責任分担がなされてないではないかということを指摘したいわけです。

で、悪いことを予想しますと、企業は私は長く残っていくと思います、鉱山会社は。しかし、鉱

山はなくなるかも知れない。脱鉱山で、あるいは製錬所、あるいは多角経営という形で、企業は残つて鉱山はつぶれるという懸念というものをやはり若干感ぜざるを得ませんので、この点については、この二法案の問題と同時に、金属鉱業の国内鉱山に対する国姿勢そのものの態度といふのをはつきりしていただきたい。それをすれば、おのずから具体的な施策があつてしかるべきなのではなかろうかということを感じておるわけでございます。

は、若干私どもは問題があるんではなかろうかと思ひます。先ほども申し上げましたように、現在の蓄積鉱害というものはきわめて長期間でありますし、また、これはわれわれ労使にとってはやらないなきやならない責任もありますけれども、そういう意味合いからも、できる限りの国に対しての御援助をお願いをしたいということであります。それから、将来にわたる問題でありますけれども、確かに、始めるときから積み立て金をしておきながら、その山が閉山するまでの一つの形として責任を持たせるという点につきましての大筋につきましては、私ども十分に評価をいたしております。けでありますけれども、しかし、それで全部事足りたという意味合いで、私は、将来の非鉄金属の位置づけと、いう中では若干問題があるんではないだらうか、こういう危惧を持つておるということを申し上げておきます。

にいける。こういうことになつてみますと、たとえば、現実の例を出してこれはまことに恐縮なんですけれども、これは私の考え方ですから。たとえば足尾が閉山になつた。ところが、その足尾に製鍊所は依然として残つておる。製鍊のだけは残しておりますよ。そして鉱山は閉山になる。これはよそから輸入してきて、そこで製鍊をされる。そうしてきますと、今度はその製鍊所自体も、こんな栃木の山の中にわざわざ運搬してくれば運搬費がかかるから、なるだけ運搬費のかからぬように臨海地区に持つていこうじゃないかというは、これは企業家としては当然私は起こつてくると思うのです。そうすると、もうそこは完全なる過疎になつてしまふ、何にもないようになつてしまふ。そういう意味も一つありますと、これはやはり技術も非常に進んでおりますが、安い鉱石を外国から持ってきて、そして日本で製鍊したほうが一番いいぢやないか、こういうようになつてくると、独立とはいうものの、これは鉱山を見捨てるようになつてくる。

はここに何かの、やっていけないならばやつていい、石炭に対してもうような補助策をとるならどうる。しかし、経営者なら経営者は、日本が必要な鉱石の何十%、いま三十何%だと思いますが、何十%はわれわれが責任を持つのだというような一つのものがなからねば、私は、四人の参考人から言われたやつが、そうおっしゃるけれども、実際、会社の政策はないじやないか。国にないと言つてしかられるならば、國に、こういうことをやつちやどうだ、われわれはここまで責任を持てるのだというような一つのものがあつたら非常に私たちもありがたい、こう思うのですが、そういうことはいかがでしようか。

除きますと一〇%程度でございましょうから、御配慮が國ないし同時にユーチャーのほうでございますね、お使いになる方、これは関税問題もがら、国内鉱山をとにかく維持発展させてやる、という親心がございましたら不可能ではないと私もとてもお願いを申し上げたいということはつきり申し上げられると考えております。これは通産当局へいろいろお願いを申し上げていただくやならぬ問題、それとユーチャーとの話合いでございますね、関税問題もひつかんでおります。現在、関税が施行されておりますのは、大名分は国内鉱山育成のためということで、製錬社もある程度プラスの庇護を受けておりますので、その余裕で国内鉱山の鉱石を高く買っておきたいことは現実でございます。そういう点で

されからもう一つ、これは、最初に少し先生か
たれで、先生のお考えはどうなのか。もちろん公鉱害
は、現地製鍊するということは、これはもう鉱害
を輸出することじゃないか、こういう意見もありますし、そういうような先生のお考えをお伺いし
たい。

それから、後藤参考人にお伺いしますが、現地
製鍊と鉱害の問題ですがね。この問題は、石油な
んかの場合もよく言われておりますけれども、ま
あ鉱害防止の観点から、わが国においては製鍊所
の立地がすでに限界に来ておるというような
ことで、資源国の製鍊所有地の基本から現地製鍊
を推進しよう、そういう声もあるわけですね。それ
で、先生のお考えはどうなのか。もちろん公鉱害
は、現地製鍊するということは、これはもう鉱害
を輸出することじゃないか、こういう意見もありますし、そういうような先生のお考えをお伺いし
たい。

それからもう一つ、これは、最初に少し先生か
たれで、先生のお考えはどうなのか。もちろん公鉱害
は、現地製鍊するということは、これはもう鉱害
を輸出することじゃないか、こういう意見もありますし、そういうような先生のお考えをお伺いし
たい。

それから、後藤参考人にお伺いしますが、現地
製鍊と鉱害の問題ですがね。この問題は、石油な
んかの場合もよく言われておりますけれども、ま
あ鉱害防止の観点から、わが国においては製鍊所
の立地がすでに限界に来ておるというような
ことで、資源国の製鍊所有地の基本から現地製鍊
を推進しよう、そういう声もあるわけですね。それ
で、先生のお考えはどうなのか。もちろん公鉱害
は、現地製鍊するということは、これはもう鉱害
を輸出することじゃないか、こういう意見もありますし、そういうような先生のお考えをお伺いし
たい。

ジもきくものでございますから、ちょうど日本の株式の市場のような取り扱いで、考え方で運用いたしておりますので、ある程度の危機の負担があれば、ヘッジしてそれをキャンセルしていくというようなことがあるんでございますけれども、日本は何しろ事情も違いますし、離れております關係でそういう器用なこともできないというようなことで、あれを日本が全面的に利用するということが不可能でございます。あれに何らかの影響力を与えなくちゃならぬということは、われわれも好ましいんでございますけれども、あの連中はそれで満足いたしておりますわけでございます。特に西ドイツあたり、日本に次ぐような消費国でありますから、LMEの建て値のなにで別に不平はないといふような解釈でございまして、ヨーロッパ並びにアメリカを中心にして一応LMEが成り立つております。非常に強力な組織でございますので、これを正面切って、いかに大きなバーゲニングパワーを持つております日本といいましても打ちこ

○参考人(河合晴暗君) いまの御質問でございま
すけれども、安い鉱石が入ってきて、国内が太刀
打ちできないという御質問でございますが、先ほ
ど来御説明がありましたような LME、昔は二、
三年前は EMJ というアメリカの建て値がござい
ました。われわれはそれをとつたわけでござ
います、比較的安定しておりますから。生産
者が建てております値段でござりますので、それ
をやつておりますが、これが消えてしまいまし
て、LME 一本になつたわけでございます。その
価格で輸入する鉱石、それを製錬所は見て入れる
のでございますから、片や日本の国内のやつも、
LME の価格を円に直したその価格でやりますか
ら、安い鉱石が入るということじやないわけでござ
ります。ですから、その点がちよつと違つてお
るのじやないかと思いまして、日本の国内のほう
の鉱石のコストが上がりますのは、先ほど簡単な
申し上げましたようなことでござります。

それと太刀打ちするためには、先生が御指摘に
なりましたような安定帶価格と申しましようか、
ある程度の配慮のある価格を、それもそう大量
じやございません。銅は、おそらくスクランプを

古河さんの足尾の製錬所の問題は、先生御指摘のような傾向じゃないかということを、私も心に置いております一員でございます。

○中尾辰義君 河合参考人にお伺いしますければ、いま少し触れられたんですが、ロンドンの金属取引所による価格形成のことあります。これが改善が可能なかどうかですね。御承知のように、銅をはじめ主要金属の価格はロンドンの取引所によって非常にきまつてくると、暴騰、暴落をいたしまして、わが国の業界は非常に大きさで打撃を受けておる、こういうことがありますけれども、このロンドンの取引所は、会員数をリントンメンバーと呼ばれる四十社、これに制限するなどの方法で価格の決定を行なっております。この價格の決定の構造にメスを入れ、合理的な価格形態が行なわれるよう改善することはできないのか、その辺のところです。それから、わが国は主導権を持ってやれるかどうか。それからまた、最近の新聞にも出ておりますけれども、わが国よりも三井物産、三菱商事あるいは日商岩井、こういう会社が合弁会社の形でロンドンの金属取引所に名前を連ねておる、こういうふうに出ておりま

らの説明もありましたけれども、今回のこの金属鉱業等鉱害対策特別措置法、これを見ますと、抗水、廃水による鉱害を生ずることがないようにならなければいけない、こういうことです。これは技術面においてどの程度までいっているのか。政府が廢止基準等をつくつておりますけれども、あの許容基準まで実際いけるのかどうかですね。現状と、それから将来の技術の進展によってどうなるか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

○参考人(河合義晴君) いまの御質問でござりますが、結論的に申しますと、非常に困難な問題だと申し上げざるを得ないと思いますのは、非常にLMEと申しますのは伝統も持つております。特にEC関係と申しますか、ヨーロッパ中心、アメリカ地帯、あの付近を中心に、それと同時にアメリカへのインフルエンスを持ちながら古い伝統を持つていてるなでございまして、特に、いま申し上げましたような国が資源を開発しておる。その国の会社が資源を開発しておりますので、非常にそれがとのリンクにおきまして強い伝統力を持つております。

おります。非常に強力な組織でございますので、これを正面切って、いかに大きなバーゲニングパワーを持っております日本といいましても打ちこわすということはむずかしい。

ですから、一方、構想としましては、ある程度の備蓄でもしてバッファーストックでも持つて、それをある程度国内で緩衝性をとりましてやられていくというような考え方も出てくるんじやないかと考えております。何しろ非常に強力な中にでござります。先ほど先生お話をありましたように、三井、三菱、それから日商岩井も入っております。あれはドイツ、イギリス関係のものとタイアップしてやつておりまして、情報の提供にはなりますけれども、向こうで、いまのような市場で売り買いというところまでなかなかいがないのが現状じゃないかと思つております。同時に、先ほど触れましたEMJの建て値がアメリカに現存しておりますと、ある程度はツーザーでございましょうけれども、先ほども申しましたように、EMJはプロデューサーのプライスを基準に設定しておりますので、むしろ安定しておつたというようなことはございますが、われわれとしては、E

ですが、この問題などに関しましても、商社を参加させることは、鉱山開発にもプラスになることが多いとしながらも、同時に、また参考人の立場としては、メーカーの主導というものがやはりこの際絶対的に必要であり、それを貫く必要があるといふにも述べておられるわけで、メーカーが主導権を確保していくということを強調される根拠というものが那辺にあるか、その辺お伺いしたいと思いまます。

それから、最近とみに発展途上国の資源ナショ

ナリズムが非常に大きく出ておるわけでございま
すが、その対応策について、参考人は、資源国有化
の動きについてはそれほど不安は持っていない
い、たとえばチリの銅山国有化などについては、
現にもう行き詰まりを来たしておる、そのことが
むしろ開発途上国などに、無謀な国有化というも
のはかえつて国家的に損失を招くという機運すら
生み出しておるので、この点についてあまり顧慮
する必要はない、どちらかといえは、資源開発に
からむナショナリズムに対応するには、決して当
初において相手方の出方に屈するようなことなく
強い姿勢を堅持すべきだという、どちらかといえ
ば、最近起きておる開発途上国の資源ナショナリ
ズムに対して、かなり積極的な強い姿勢を示して
おられるわけだけれども、この辺について何か根
拠をお持ちであるかいなか、教えていただきたい
と思うわけです。

それから鉱害防止の問題について。

日本鉱業協会では、業界として独自に企業の積
み立てるによる鉱害基金を設立して運営しておられ
るということを、先ほどもちょっとお聞きしたよ
うに思うわけですが、現在、それがどのような概
要を示しておるか、承りたいと思うのです。
以上です。

○参考人(河合義晴君) お答え申し上げます。

現地製鍊に対するメリットを高く評価しておる
ということは私の何ではないと思うのでございま
すが、ケース・バイ・ケースだと思っておりまし
て、結論を申し上げますと、むしろ受け身に立つ

て受けれるという態勢が真意なのでございまして、いま先生の御指摘のように、向こうとしては、雇用力もふえてまいりますし、付加価値もふえるということで、単にそれだけのことではひやつてほしいという意向は非常にございますけれども、これは究極やはり環境自体、いわゆる協力体制の工業も何もございません地盤がもうござりますので、これは段階を追つてでございますね、向こうに少なくとも結果的にプラスになるのだということを見きわめて向こうへおすすめし、こちらは受けて立つということでなくちやいかぬのじやないかと思います。

実は、在来のケースでござりますけれども、いま申し上げましたような強い要望がございましたので、向こうとの協定の中にも、向こうの要請もだしがたくとということでございますが、銅量で年間六万トン以上に出たときは——いまムソシが大体五万トン程度でございましょうから、あのキンセンダというのも控えておりますので、その場合は、ひとつ所要電力も入手できる前提で、必要な電力も供給していただけるという前提で製錬は考えましょうということはうたってございます。しかし、なかなか製錬所はもうかるものじやございませんんで、そうこちらからすすめてなにするとか、こちらから積極的にやると、うう姿勢ではございません。受けて立とう、向こうにプラスになる見通しが立てば、進んでひとつ協力してやろうということが真意でござります。

それから二番目の、海外資源は民間主導型といふのは、熱意の問題だと考えております。商社は御承知のとおりでござりますので、商品の取引が主体でござりますので、巷間伝えられるような、ああいうような何やらニアミルとかなんとかいうようなこともありますのでござりますけれども、これは向こうのいわゆる天然資源的なものでござります。向こうの土地についた国家のいわゆる権利に属するものでござりますので、この開発を前提にしての仕事でござりますので、商社の手引きは十分活用もいたしていかなくちゃなりません。それ

と同時に、将来どうかわかりませんが、資金的の余裕も持つておると、ということから、資金の援助も仰ぎやすいということはございましょうけれども、その開発の主体に商社を入れていくということはいかがかという感じを、いわゆるメタルマайнингでは持つております。現在もそうございましたし、将来もその感じ。向こうもそういうような感じを持つておりますので、ほどほどにつき合つていくということじゃないかと思います。

ただ、石油の問題をいま御提示になりましたが、これはちょっと趣が違つておるようでございますけれども、一貫してやはり熱意を持った企業体が先頭切ついくべきぢやないか。お国がやるにいたしましても、やはり先頭切るのはその熱意を持つた企業、力を持った、技術を持った企業ということです。それをやりやすくしていくといふのは、お国の配慮であつていいんぢやないかというふうに考えておりますので、そういうふうに御了解いただきたいと思います。

それからあとナショナリズムの問題でござりますけれども、これは一応ナショナリズム問題も、あいいうような趨勢を経て、現在ではかなり落ちついて安定しておるんぢやないかというふうに感じておるわけでございますが、決して強気で対処をしておるわけぢやございません。ただ、チリのいまアジエンデの問題もお話をあつたわけでございますが、かつて、アメリカが中南米におきまして、搾取ということばは使いたくないわけでございますが、非常に先見の明もございまして、大きな資本と技術を投入してあれだけの鉱山を開発していくたとい功績は、高く私は評価してやらなくちやんらぬと思いますが、それに勢いを得て、かなりの利潤をあげておつたことも事実でございましょう、それに対する反発がああいうような形で出てまいりました。

とともに、国連の場におきまして、天然資源はその国とその国民に帰属すべきものだという大綱方針が示されたのは、もう五、六年前、六、七年以前、二回にわたってそれを確認いたしております

の、そういう趨勢からくる一応の反発と申します
しようか、そういうものがあつたわけでございま
すが、われわれの最近進出しておりますシチュー
エーションはそれが大前提でございまして、その
あとは、とにかく向こうの経済力の向上のため
に、民生の安定のためにわれわれもひとつ一臂を
貸すというたてまえでいっておりまして、シエ
アの問題なんかも大体最高と申しますか、最低
と申しましようか、大体ファイフティー・ファイ
ティー、五〇、五〇を一応の目安に置きまして、向
こうがもし希望するならば、むしろシェアはそち
らに差し上げてもいいというような態勢でいま出
ております。

ただし資金、資本とか技術、それから技術者、
これはもう全部こちらから一応は供給いたしてま
いらなくちゃ、スタートいたさなくちゃなりませ
んけれども、できるだけ向こうの連中を訓練いた
しましてリプレースしていくと、現地人とかわつ
ていくと、ただし、マネージングのほうはなかなか
か容易じやございませんので、根気強く向こうの
連中をリードして持っていくことが進んで
おりますので、先ほどナショナリズムのなにに対
してはあまり重きを置いていないという意味では
決してございません。ケース・バイ・ケースに進
んでおるわけでございますが、何といたしまして
も、現地に行つて直接現地の願望、希望でござい
ますか、それを聞くのが一番大事じゃないかと考
えておりますので、われわれはチャンスがあるご
とに向こうの先達のような立場の方とはよく接触
して、その連中の意見を十分聞いて進めておりま
す。そういうふうに御承知おきいただきたいと思
います。

それからあとは公害防止の問題でござります
が、この問題はもう御推察のとおり、いわゆる加
害者じや決してないのでござりますけれども、と
にかく、工場からの廃棄物によってこういうもの
が起きておるということでございますので、い
わゆる企業側とその被害者と申しましようか、受
ける住民との直接のお話し合いというのは非常に

くわけなんですね。だから、それをどういうふうに国民の前に説明したらいいか、私は非常に迷うわけです。石炭もそのとおりです。これまで何千億という金を石炭につぎ込んできました。今度第五次石炭対策ができます。これまた五千億ほど金をつぎ込むわけです。この金はたいへんな金ですよ、国民の税金から見ればね。だから、そういうたくさんの金を使う理由はここにあるんだということを国民に説明しなきやならぬと思うんです。そこで皆さんの御意見を伺つておるわけですが、どうでしようかね。どういうふうに説明したら一番国民の納得できるような説明になるとお考えになりますか。原口さん、ちょっと知恵をかけていただきたいんですね。どうでしようか。

○参考人(原口幸隆君) たいへんむずかしいお話をなんで答えに窮するわけですが、私の感じを率直に申し上げますと、金属鉱山は、かつて、日本の財閥の発祥産業であつたわけです。したがつて、鉱山から出発して、私もと住友でございますが、住友の財閥が繁栄をした。そういう限りにおいては、資本主義というとばを使えば日本の資本主義の典型的な産業であつたと、そのときには、国に奉仕するという考え方も形としてはあつたかもしれませんけれども、やはりそこには典型的な利潤の追求という姿があつた。それで、われわれの小さいときは日本は世界の有力な産銅国であつた、その時代が過ぎまして、現在、国際化的時代を迎えて新しく国内資源の見方が変わってきていると、私はそういうふうに感じます。

で、企業の責任を持たれる方も企業の社会性といふことが非常に大きくなりまして、鉱害がその典型的なものだと思いますけれども、したがつて、現在は、国際化の中にある日本の金属鉱業としてこのままで、企業努力はどうにもならないところに産業が来ていると、したがつて、今までの継続ではなしに新しい次元からこの産業を維持し、発展させるためには、国の資源を預かって鉱業権を設定をして探掘をしている以上、やはりそこに社会的な政策というものが、今度は企業

に國民の前に説明したらいいか、私は非常に迷うわけです。石炭もそのとおりです。これまで何千億という金を石炭につぎ込んできました。今度第五次石炭対策ができます。これまた五千億ほど金をつぎ込むわけです。この金はたいへんな金ですよ、国民の税金から見ればね。だから、そういうたくさんの金を使う理由はここにあるんだということを国民に説明しなきやならぬと思うんです。

そこで皆さんの御意見を伺つておるわけですが、どうでしようかね。どういうふうに説明したら一番国民の納得できるような説明になるとお考えになりますか。原口さん、ちょっと知恵をかけていただきたいんですね。どうでしようか。

○参考人(原口幸隆君) たいへんむずかしいお話をなんで答えに窮するわけですが、私の感じを率直に申し上げますと、金属鉱山は、かつて、日本の財閥の発祥産業であつたわけです。したがつて、鉱山から出発して、私もと住友でございますが、住友の財閥が繁栄をした。そういう限りにおいては、資本主義といふとばを使えば日本の資本主義の典型的な産業であつたと、そのときには、国に奉仕するという考え方も形としてはあつたかもしれませんけれども、やはりそこには典型的な利潤の追求という姿があつた。それで、われわれの小さいときは日本は世界の有力な産銅国であつた、その時代が過ぎまして、現在、国際化的時代を迎えて新しく国内資源の見方が変わってきていると、私はそういうふうに感じます。

で、企業の責任を持たれる方も企業の社会性といふことが非常に大きくなりまして、鉱害がその典型的なものだと思いますけれども、したがつて、現在は、国際化の中にある日本の金属鉱業としてこのままで、企業努力はどうにもならないところに産業が来ていると、したがつて、今までの継続ではなしに新しい次元からこの産業を維持し、発展させるためには、国の資源を預かって鉱業権を設定をして探掘をしている以上、やはりそこに社会的な政策というものが、今度は企業

の経営の内部からも求められざるを得なくなつてきただけであります。それで、それだけにしますが、私たちの立場に立つても非常に苦しい点があるんで、皆さん方の意見を伺つて今後の審議の所をつくつても、一緒に集まつて協力をしてつくらるのだから、社会的にも国民の皆さんとの協力、理解を得て國の資源を有効に活用していくなければいけないという、その辺のところまで來ているのじやなかろうか、またそれ以上は出でないと。ですから、この方向をわかつていただくならば、もう少し国が前面に出て、國の資源産業のあるべき姿等について國のほうが先行指導して、先ほどの参考人の意見じやありませんけれども、産業上の位置を明確にしてお示しを願いたい、そういうような感じを私持つておりますので、お答えになりませんでしだれども、申し上げました。

○須藤五郎君 企業の代表の河合さんからも一言伺つておきたいと思うんですが、どうでしようか。

○参考人(河合義晴君) 御指摘のとおり、非常に心苦しい感じを持つておる一人でございます。

で、私は、石油で言いました低廉で安定した供給

ということ、低廉はもう言えないと思ひます

の使命でございます。これは国内だけでございま

す。まあこの問題はこれで終わります。

それから橋さんだつたと思いますが、これから

の鉱害は企業の負担で解決すべきだ、こういうふ

うにおつしやつたよう思ひますが、これから

といふことは、この法案が成立してからといふこ

とですか。これからといふ線はどこに引くべきも

のなんでしょうか。どういうことなんでしょうか。

○参考人(橋金六君) 私は、まず先ほど申し上げましたのは、この法案ができたあと活動するもの

については、原則的には企業が持つべきだろ

うと思ひますけれども、しかしながら、相当大きな費

用が、どの辺までやるかといふことにもよります

けれども、相当な費用がかかるから、それだけで

いくには問題があらうということをつけ加えて

申し上げました。

○須藤五郎君 それじゃもう一度お尋ねします

が、鉱害の責任といふのは一体どこにあるのかと

ぎれにお願い申し上げているというふうでもございました。

人としてはそういう感じで接しておりますので、私個人としてはそういう感じで接しておりますので、私個人としてはそういう感じで接しておりますので、私個人としてはそういう感じで接しておりますので、私個人

よろしくお願ひ申し上げます。

○須藤五郎君 私は皆さんと議論をする気持ちは

ないので、皆さん方の意見を伺つて今後の審議の

参考にしてまいりたいと思つておるんです。です

から、この問題はそれだけにしますが、私たち法

案審議する者の立場に立つても非常に苦しい点

があるんですよ。産業は守つていかなきやならぬ、ところが、そのためには国民の金をつぎ込ん

でいかなくちやならぬというような、そういうジ

レンマが起りますね。そこをどういうふうにし

たらいいか。それで私は先ほど国有化といふよ

う問題ですね。もう企業だけではやっていけな

い、産業だけでも。国として、国民として守つ

ていかなきやならぬ産業ならばむしろ国有化して、

それで国民に納得してもらつて、その立場で国民

を説得して、それに國の金をつぎ込んでそれで

やつていく、続けていく、こういう方向にいけな

いと私たちとして説明が成り立たないものですか

を説得して、それに國の金をつぎ込んでそれで

やつしていく、続けていく、こういう方向にいけな

すけれども、会社 자체のお考え方をございますので、ここで私はお答えはできませんですが……。○委員長(佐田一郎君) これにて参考人に対する質疑は終了いたします。

参考人各位には、御多用中、長時間にわたり御出席いただき、また、貴重な御意見を拝聴させていただき、まことにありがとうございました。委員一同を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会

四月十三日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二十日)

一、石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔公布の日
昭和四十八年四月一日〕

二 第一条の規定中石炭鉱業合理化臨時措置法第二十五条第一項第七号の次に二号を加える改正規定、同法第二十六条第二項第八号の次に二号を加える改正規定、同法第二十七条第二項及び第三項の改正規定中「係る」の下に「坑内骨格構造整備拡充補助金及び石炭鉱業安定補給金の交付計画」を加える部分及び「前項の」の下に「交付計画」を加える部分、同法第三十六条の二の次に二条を加える改正規定、同法第五十三条の二第三号の改正規定中「第三十五条の十一第一項」の下に「第三

十六条の二の二、第三十六条の二の三」を加える部分並びに同法附則第二条の二の次に一

条を加える改正規定、第二条の規定(石炭鉱

業再建整備臨時措置法第十八条の改正規定を除く)並びに次項、附則第六項及び附則第七項の規定(公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日)

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、総合研究開発機構法案

総合研究開発機構法案

総合研究開発機構法

目次

第一章 総則(第一条—第九条)
第二章 設立(第十条—第十四条)
第三章 管理(第十五条—第二十二条)
第四章 業務(第二十三条—第二十五条)
第五章 財務及び会計(第二十六条—第三十三

条)

第六章 監督(第三十四条—第三十五条)

第七章 雑則(第三十六条—第三十九条)

第八章 罰則(第四十条—第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 総合研究開発機構は、現代の経済社会及び国民生活の諸問題の解明に寄与するため、自主的な立場から、総合的な研究開発(経済、社会、技術等に関する各種の専門的知識を結集して行なわれる基礎的、応用的及び開発的な調査研究をいう。以下同じ。)の実施及び助成、総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供等を行ない、もつて国民の福祉の増進に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 総合研究開発機構(以下「機構」という。)

(登記)

(数) 第三条 機構は、一を限り、設立されるものとす

れる。

第四条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

第五条 機構は、必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

第六条 機構は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

第七条 政府は、機構に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第八条 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第九条 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

第十条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十二条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十三条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十四条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十五条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十六条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十七条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十八条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第十九条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十一条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十二条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十三条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十四条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十五条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十六条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十七条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十八条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第二十九条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十一条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十二条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十三条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十四条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十五条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十六条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第三十七条 政府は、前項の規定により出資の目的とするときは、金銭以外の財産を出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができます。

第八条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

第九条 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十四条 (法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、機構について準用する。

第二章 設立

(発起人)

第十条 機構を設立するには、総合的な研究開発に關して識見を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

第十二条 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

第十三条 前項の事業計画書に記載すべき事項は、総理府令で定める。

(設立の認可)

第十四条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十五条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十七条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十八条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十九条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十三条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十四条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十五条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十七条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十八条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第二十九条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十一条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十二条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十三条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十四条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十五条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十七条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十八条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十九条 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 機構の会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込み又は出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。
(設立の登記)
第十四条 機構の会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込み又は出資の目的たる金銭以外の財産の給付があつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
2 機構は、設立の登記をすることによつて成立する。
第三章 管理
(定款記載事項)
第十五条 機構の定款には、次の事項を記載しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員の選任方法その他の役員に関する事項
六 研究評議会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法
十一 設立当初の役員
十二 機構の定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(役員)
第十六条 機構に、役員として、会長一人、理事長一人、理事三人以内、監事二人以内を置く。
2 機構に、役員として、前項の理事のはか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。
3 役員の選任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(役員の職務及び権限)
第十七条 会長は、機構を代表し、その業務を総理する。
2 理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して機構の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。
3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐して機構の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行なう。
4 監事は、機構の業務を監査する。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。
(役員の兼職禁止)
第十八条 役員（非常勤の理事を除く。）は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
(代表権の制限)
第十九条 機構と会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。研究評議会
第二十条 機構に、毎事業年度の事業計画その他機構の運営に関する重要な事項を審議する機関として、研究評議会を置く。
2 研究評議会は、評議員二十五人以内で組織する。
3 評議員は、総合的な研究開発に關して識見を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命する。
(職員の任命)
第二十一条 機構の職員は、会長が任命する。
(役員及び職員の公務員たる性質)
第二十二条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、は、法令により公務に従事する職員とみ
2 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
3 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。
(財務諸表)
第二十八条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」といふ）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣に提出して、その承認を受けなければならない。
2 機構は、前項の規定により財務諸表を内閣総理大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。
3 総合的な研究開発の実施及び助成
4 総合的な研究開発に関する情報の収集、整理及び提供
5 総合的な研究開発に関する研究者に対する研修及び総合的な研究開発の企画調整に当たる者の養成
6 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務
7 機構は、前項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
(業務方針書)
第二十四条 機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。
(国との関係)
第二十五条 国は、機構の事業に關しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるように、適當と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。
2 機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
(借入金)
第三十一条 機構は、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。
2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、

その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

第三十二条 機構は、総理府令で定める重要な財産を譲り受け、貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(総理府令への委任) 第三十三条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關する必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督
(報告及び検査) 第三十四条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第三十五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行つた場合において、機構の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく内閣総理大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、機構に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員の解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、機構が前項の規定による命

令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

第七章 雜則

(出資者原簿) 第三十六条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

第三十七条 機構には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金額以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資金の額若しくは出資の目的たる金額以外の財産の評価額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

4 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散) 第三十七条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

(内閣総理大臣の権限の委任)

第三十八条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律の規定によるその権限の一部を経済企画庁長官に委任することができる。

(協議) 第三十九条 内閣総理大臣は、次の場合には、大臣に協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十三第二項、第二十一条第一項、第二十七第二項、第三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第三十二条の認可をしようとするとき。
二 第二十八条第一項の承認をしようとするとき。

三 第三十二条及び第三十三条の総理府令を定めようとするとき。

2 内閣総理大臣は、次の場合には、関係行政機関の長(大蔵大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第二十三条第二項又は第二十四条第一項の認可をしようとするとき。

2 第二十七条の認可(事業計画に係る部分に限る。)をしようとするとき。

第八章 罰則
(地方法の一部改正) 第四十一条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第八条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

3 第二十三条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第四十二条 第七条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(総合研究開発機構法(昭和四十年法律第十六号))
第五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
一部表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。
(所得税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
一部表第二第一号の表中専売共済組合の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)
(総合研究開発機構法(昭和四十年法律第十六号))
第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第四条第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十年法律第十六号)」を加える。

第八条に次の一号を加える。
五 総合研究開発機構に関すること。

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に総合研究開発機構という文字を用いている者については、第七条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第三条 機構の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、そ

日の属する年の翌年三月三十日につまるものとする。

2 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「農業機械化研究所」の下に「総合研究開発機構」を加える。

第五条 所得税法(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。

一部表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

(地方税法の一部改正)

第六条 法人税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

一部表第二第一号の表中専売共済組合の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)

第七条 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十八号中「電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)」の下に「及び総合研究開発機構法(昭和四十年法律第十六号)」を加える。